

令和2年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第2号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和元年11月7日

判 決

5

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

被告は、別紙違法支出額一覧の「議員氏名」欄記載の者に対し、各対応する同表「原告主張の違法支出額」欄記載の金額及びこれに対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

15

1 事案の要旨

本件は、石川県(以下「県」という。)の住民である原告が、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員である別紙違法支出額一覧表の「議員氏名」欄記載の者ら(併せて以下「本件各議員」という。)が平成27年度に県から交付を受けた政務活動費の全部又は一部を支出したことについて、同支出のうち、対応する同表「原告主張の違法支出額」欄記載の金額の支出(その内訳は、別表1ないし7の各「違法支出額」欄に「0」以外の金額の記載のある支出であり、これらを以下「本件各支出」という。)は違法であり、本件各議員らは、県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに対して

20

25

上記不当利得の返還及びこれに対する平成28年5月1日(原告が平成27年

度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限であると主張する日の翌日) から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

5 別紙関係法令等の定めのとおり

3 前提事実 (当事者間に争いがない事実及び後掲証拠 (書証番号は、特記なき限り枝番号を含む。以下同じ。) 又は弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実)

(1) 当事者等 (弁論の全趣旨)

10 ア 原告は、県の住民である。

イ 被告は、県の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも平成27年度中に県議会の議員の職にあった者である(以下、それぞれ名字をもって「富瀬議員」などということがある。)

(2) 本件各議員に対する政務活動費の交付及び本件各議員による支出等 (争いのない事実、甲1ないし5、弁論の全趣旨)

15 ア 被告は、平成27年度分の政務活動費として、富瀬議員には324万5000円を、その余の本件各議員には、各360万円を交付した。

20 イ 本件各議員は、平成27年度中に、別表1ないし7の対応する各「支出金額」欄記載の金額を支出した。そして、本件各議員は、平成28年4月30日までに、平成27年度に交付を受けた政務活動費に係る収支報告書 (政務活動費に係る収支報告書を以下単に「収支報告書」という。) 及び政務活動報告書 (以下単に「政務活動報告書」といい、収支報告書と併せて以下「収支報告書等」という。) を県議会議長 (以下単に「議長」という。) に提出した。上記各収支報告書等には、上記各支出については同各別表冒頭記載の費目において、その全部又は一部 (これら各別表の上記各支出に対応する「充当金額」欄記載の金額) が政務活動費を充てること

25

経費として計上された上、本件各議員のうち富瀬議員及び向出議員については、これら政務活動費を充てることのできる経費の総額が交付を受けた政務活動費を下回ったとしてその差額（残余の額）が記載され、その余の議員らについては、政務活動費を充てることのできる経費の総額が交付を受けた政務活動費を上回ったとしてその差額（不足額）が記載されていた。

また、上記政務活動費の残余額が生じた各議員は、当該残余額（富瀬議員につき1万7281円、向出議員につき66万5386円）を県に返還した。

(3) 本件各議員の収支報告書等の修正（争いのない事実、乙4、5、21、22）

ア 富瀬議員は、平成29年1月23日、議長に対し、別表1番号1、17の各支出につき、費目誤りがあったとして費目を調査研究費から事務費にそれぞれ変更し、同別表番号14、18、20、28、37の各支出につき、費目誤りがあったとして費目を調査研究費から広聴広報費にそれぞれ変更する旨の修正報告をした（同修正の前後を通じて、収支報告書等に政務活動費を充てることのできる費用として計上された経費の総額に変動はない。）。

イ 不破議員は、平成29年1月11日、議長に対し、別表2番号5の支出につき、費目誤りがあったとして費目を調査研究費から資料購入費に変更し、同別表番号6、8、31、52の各支出につき、錯誤計上していたとしてこれらにつき政務活動費を充てることのできる経費として計上しないこととし、同別表番号26、30、33、34、36ないし38、42の各支出につき、按分漏れがあったとして、これら各支出のうち政務活動費を充てることのできる金額を同別表番号26の支出について1万3400円に、同別表番号30の支出について8810円に、同別表番号33の支出について275円に、同別表番号34の支出について275円に、同別

表番号36の支出について390円に、同別表番号37の支出について1545円に、同別表番号38の支出について1050円に、同別表番号42の支出について4860円にそれぞれ減額する旨の修正報告をした。また、同議員は、平成30年7月6日、議長に対し、別表2番号36の支出に係る政務活動報告書の「目的地・開催地等」欄の記載につき、「八戸ポータルミュージアムはっち～八戸シーガルビューホテル」から「高速道路通行料 小松→金沢西」へ変更し、同別表番号37及び38の各支出につき、誤計上したとしてこれらにつき政務活動費を充てることができる経費として計上しないこととする旨の修正報告をした。

ウ 井出議員は、平成30年3月21日、議長に対し、別表4番号2の支出を誤計上したとして、これにつき政務活動費を充てることができる経費として計上しないこととする旨の修正報告をした。

(4) 住民監査請求（甲7、弁論の全趣旨）

原告は、平成28年12月12日、法242条1項に基づき、県監査委員に対し「石川県職員措置請求書」を提出して住民監査請求を行った。原告は、上記住民監査請求において、県監査委員に対し、本件各議員に対し交付された平成27年度の政務活動費につき、同議員らが同政務活動費を充当した費用の中には政務活動費の充当が許されない違法支出が含まれているなどとして、上記各議員に交付された政務活動費のうち違法支出に充当された金額及びこれに対する遅延損害金を県に支払わせるように被告に勧告することなどを求めたが、同監査委員は、原告に対し、平成29年2月6日、同人の請求を棄却する旨の監査結果を通知した。

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成29年3月8日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件各支出が政務活動費を充てることができないものか(本

件各支出が石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第2号。以下「本件条例」という。）2条及びこの別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する基準（以下「本件用途基準」という。）に適合しないものか、②本件各議員が県に返還すべき不当利得の額及び③本件各議員に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するかである。

(1) 争点①（本件各支出が政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

本件各支出は、いずれも違法支出である。

政務活動費は、本件条例2条に列挙された各政務活動に関連性がある経費でなければならないから、目的外支出及び領収書等に支出理由の記載がない支出は違法であるし、全額充当支出及び不適切な按分率による按分充当支出についても違法支出が疑われる。

被告は、本件各議員の各支出に関して、本件マニュアル（前記2の別紙参照）の規定を根拠に政務活動費として認められる旨主張するが、本件マニュアルは法令・条例ではないため、本件マニュアルの規定は根拠にならない。

ア) 調査研究費について

調査研究費とは、県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費であるとされているところ（本件条例2条、別表）、「県の事務」は、広域にわたるもの及び基礎的な地方公共団体である市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものと認められるものを処理するものであり（法2条2項ないし5項）、通常市町村が処理する事務を除いた当該地域における事務に限定される。飲食を伴う会合は調査研究であるとはいえないため、飲食を伴う会合に係る費用への支出は違法である。

富瀬議員が政務活動費を充当した別表1番号33の支出について、当該支出を裏付ける領収書の作成者は「第47回食とみどり、水を守る全国集会石川県実行委員会」であるところ、同委員会の所在地は日本労働組合総連合会石川県連合会と同一であり、これが上記委員会に対する支出であるかどうか疑わしい。また、別表1番号43、48については、領収書写しにただし書又は支出内容の記載がないから、これらの各支出が調査研究のための費用であるとはいえない。同別表番号1、14、17、18、20、28の各支出は、本件条例が定める調査研究費の経費ではない。

不破議員が政務活動費を充当した別表2番号13、15、29、35の各支出について、同議員が支出を裏付ける書面として提出した領収書等写しのただし書欄には記載がなく、同別表番号1、5ないし7、23、27、48、49、54、61ないし64の各支出は、支出内容の記載のない「ご利用明細票」等の書面写しが提出されており、これらの各支出が調査研究のための費用であるとはいえない。同別表番号14の支出について、同議員が議長に提出している入館券写しには宛名が記載されていないから、「領収書その他の支出を証する書面」にはあたらない。同別表番号14、33及び34の支出に関して、本件マニュアルにおいて運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）に領収書は必要でなく、支出証明書による支出が可能とされていたとしても、同マニュアルは本件条例でないし、支出証明書は当該議員本人が記載した書面であるから、その提出をもって「領収書その他の支出を証する書面」を提出したとはいえない。同別表番号6、8、31、52の各支出を要した各活動は、本件条例が定める調査研究費の経費ではない。

上記のほか、調査研究費に関する主張は、別紙「H29行ウ2 調査研究費に関する主張整理表」の「原告の主張」欄記載のとおりである。

(イ) 広聴広報費について

広聴広報費は、その性質上、議員の自己宣伝的な側面や後援会活動の側面を有するものであるから、特段の事情がない限り、2分の1は目的外支出であると推認でき、2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は違法支出である。

富瀬議員が政務活動費を充当した別表3番号3、6ないし10の各支出について、政務活動費を全額充当し、同別表番号1、2の各支出については政務活動費を24分の23按分充当しているから、これらのうち各支出額の2分の1を超える政務活動費を充当した部分は違法支出である。同議員の別表3番号1の支出のうち、13万7363円は県政レポート「輝」No.2の郵送費用であるところ、同レポートには同議員の議会質問時の顔写真2葉、「主な活動アラカルト」、「プロフィール」及び「連絡先」が掲載されており、同レポートは同議員を自己宣伝する媒体でもあるといえる。同別表番号2のうち25万3575円の2分の1を超える額についても同様である。同別表番号3、6の支出は、県政レポート「輝」No.3の郵送費用や増刷代であるところ、同レポートには同議員の議会質問時の顔写真2葉、「主な活動アラカルト」、「プロフィール」及び「連絡先」が掲載されており、同レポートは同議員を自己宣伝する媒体でもある。同別表番号7、9の各支出について、被告は、同議員が質疑等を行う県議会定例会の案内状の送付費用であると主張するが、送付したとされる案内状に記載された程度であれば葉書で送れば足り、第一種定形郵便で送付したとは考えにくく、被告主張の経費であったことは疑わしい。

同別表番号8は、同レポート「輝」No.4の製作費であるところ、同レポートには同議員の議会質問時の顔写真3葉、「主な活動アラカルト」、「プロフィール」及び「連絡先」が掲載されており、同レポートは

同議員を自己宣伝する媒体でもある。同別表番号10は、同レポートN
o. 5の郵送費用であるところ、上記と同様、同議員の議会質問時の顔
写真3葉、「主な活動アラカルト」、「プロフィール」及び「連絡先」が掲
載されており、同レポートは同議員を自己宣伝する媒体でもあるため、
5 上記金額の2分の1を超える政務活動費の充当は違法である。

井出議員が政務活動費を充当した別表4番号1の支出は、支出内容が
分からず、当該支出が本件条例の定める広聴広報費の経費とは認められ
ないため、違法支出である。同別表番号2は「旧寺井町商工政治連盟青
年部の会」に対する支出であり、支出内容も分からず、広聴広報費でな
10 い疑いがある。同別表番号3は「IT通信」vol. 4（井出敏朗県政
報告）の送付費用とされるが、同通信は2014年11月30日であり、
発行日から1年以上経過して送付するのは考え難いことから、違法支出
の可能性がある。同別表番号4ないし9は「IT通信」vol. 5（井
出敏朗県政報告広報誌）の製作、送付費用等とされるが、同通信には同
15 議員の顔写真やプロフィール、議会における同議員の質問等の様子が掲
載されており、自己宣伝及び後援会活動の側面もあるといえ、各支出額
の2分の1を超える政務活動費の充当がされた部分は違法支出である。

(ウ) 人件費について

本件条例の定める人件費は、議員の政務活動を補助する職員の雇用経
20 費であり、各支出を証する書面の写し及び議員の政務活動を補助する労
働実態を裏付ける書面を要する。

不破議員が政務活動費を充当した別表7記載の各支出について、各支
出を裏付ける領収書作成者の氏名が黒塗りされていること、被雇用者と
される得永龍郎（以下「得永」という。）との雇用契約書は平成23年6
25 月1日付けのものであること、得永が同議員の政務活動を補助している
実態を裏付ける書面を提出していないことからすれば、人件費支出であ

るとは認められず、当該各支出は違法である。さらに、得永は不破議員の後援会等の団体の事務担当者でもあり、これらの団体が支出する人件費は5万6000円のみであることからすれば、2分の1を超える支出について政務活動に係る人件費とみるのは困難である。

5 稲村議員が政務活動費を充当した別表5記載の各支出について、被雇用者とされる井藤元之（以下「井藤」という。）との雇用契約書は平成21年3月15日付けのものであること、同雇用契約書によれば雇用内容は「議員私設秘書」となっていること、各支出を裏付ける領収書作成者の氏名が黒塗りされていること、井藤が同議員の政務活動を補助している
10 実態を裏付ける書面を提出していないことからすれば、人件費に係る経費であるとは認められず、当該各支出は違法である。また、同議員の政務活動に係る経費全体に占める人件費支出の割合は49.4%と過大であること、井藤は稲村議員の後援会等の団体の事務担当者や会計責任者でもあって、これら6団体で支出している人件費は合計15万円のみ
15 であることからすれば、2分の1を超える支出について政務活動に係る人件費とみるのは困難である。

向出議員が政務活動費を充当した別表6記載の各支出について、各支出を裏付ける領収書作成者の氏名が黒塗りされていること、被雇用者とされる西野秀輝（以下「西野」という。）との雇用契約書は平成3年4月
20 1日付けのものであること、上記雇用契約書記載の雇用内容は抽象的であり、後援会活動もその内容に含まれていること、西野が同議員の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していないことからすれば、人件費に係る経費であるとは認められず、当該各支出は違法である。
また、同議員の政務活動に係る経費全体に占める人件費支出の割合は6
25 1.3%と他の経費支出に比して過大であること、西野は向出議員の後援会等の団体の事務担当者でもあって、これらの団体は人件費を支出し

ていないことからすれば、2分の1を超える支出について政務活動に係る人件費とみるのは困難である。

(エ) 収支報告書の修正について

被告は、富瀬議員、不破議員、井出議員の各議員につき、収支報告書が修正されている旨主張するが、平成27年度収支報告書の提出期限は平成28年4月30日であり、上記各議員が収支報告書の修正報告を提出したのはいずれも同年5月1日以降であるから、各収支報告書の内容を変更することはできない。したがって、上記各議員の修正分については違法に政務活動費を充当したことになる。

イ 被告の主張

以下のとおり、本件各支出はいずれも本件使途基準に適合したものであり、政務活動費を充てることのできる適法な支出である。

地方議会の議員は、地方政治の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動をすることが期待されており、調査研究の対象は極めて広範囲に及び、また、調査方法も多種多様であり、個々の経費の支出の必要性については議員の合理的判断に委ねられるものであるから、政務活動の支出の対象となった活動と地方行政との必要性・合理性の具備について、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として議員の自主性、自律性を尊重し、当該活動に基づく政務活動費の支出は適正であるとすべきである。そして、本件マニュアルに不合理な点がない限り、本件マニュアルに基づいた支出については、適正な政務活動費の支出とみるべきである。

政務活動費返還請求訴訟においては、原告において、当該政務活動費の支出が違法支出と推認できる外形的事実の主張立証をしなければならない。

(ア) 調査研究費について

本件条例12条2項には「当該収支報告書に記載された政務活動費の

支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定されていることからすれば、領収書のただし書の記載がなかったとしても、それのみをもって当該支出が違法になるものではない。

5 富瀬議員が政務活動費を充当した別表1番号34の支出は駐車料金、同別表番号43の支出は台湾地震や台湾との文化交流に関する調査のために台湾を訪問した際の費用である。

不破議員が政務活動費を充当した別表2番号14の支出は入館料であり、同議員が議長に提出している入館券は、上記「領収書その他の支出を証する書面」に該当する。また、同別表番号33、34の各支出は運賃等であるところ、これらは本件マニュアル上、領収書は必要でなく、支出証明書によって支出することが可能とされている。同別表番号2の支出は、調査研究費の会費等であり、同別表番号4の支出は、調査研究費の宿泊料会費等であり、同別表番号8の支出は、調査研究費であり、
10
15 その他原告が指摘する支出は、消耗品費、交通費、宿泊料等である。

上記のほか、調査研究費に関する主張は、別紙「H29行ウ2 調査研究費に関する主張整理表」の「被告の主張」欄記載のとおりである。

(イ) 広聴広報費について

富瀬議員が政務活動費を充当した別表3番号1ないし3、6、8、1
20 0の支出は富瀬議員の県政レポート「輝」各号に関するものであるが、議員が発行する広報誌には、これを発行する議員のプロフィールや活動内容等を記載することは当然想定されており、本件マニュアルにおいても「県政に関する政策等」（本件条例2条別表）の「等」には、会派の政策、議員の政策・理念・国政の課題等を含むものであるとされているから、富瀬議員のプロフィールや活動内容等程度の記載により政務活動の
25 充当を2分の1の按分充当にとどめなければならないということにはな

らない。同別表番号7及び9の各支出は、同議員が議会質問するときの県議会の傍聴の案内状の送付費用である。

井出議員が政務活動費を充当した別表4番号1の支出は、振替払込金受領書・振替受付票から分かる送金先、同送金先の事業内容からすれば、これがホームページの更新費用であることは明らかであり、これは広聴
5 広報費に該当する。同別表番号2の支出は、旧寺井町商工政治連盟青年部の会に対して平成27年11月6日開催の県政報告会の案内葉書購入費及び資料作成費用として支出したものであり、これは同会会員に県政報告会を案内するにあたっては同会に案内を依頼するのが合理的であったからであり、かかる領収書の宛先をもって政治活動又は後援会活動であるということとはできず、2分の1の按分充当する必要はない。同別表
10 番号3の支出のうち5192円の支出は、同議員の県政報告「IT通信」vol.4の送付費用であり、同別表番号4ないし9の支出は、県政報告「IT通信」vol.5の印刷・製本費、企画・編集費及び郵送費用であるところ、上記のとおり、議員のプロフィールや活動内容等程度の記載があつたとしても政務活動費の充当を2分の1の按分充当にとどめなければならぬということにはならない。なお、「IT通信」vol.5が発行されるまでは「IT通信」vol.4を送付するものであるから、「IT通信」vol.4の送付日が発行日から離れていても不合理で
15 はない。

(ウ) 人件費について

不破議員が政務活動費を充当した別表7記載の各支出について、同議員は当該支出を裏付ける書面として被雇用者名が黒塗りにされていない書面を提出しており、黒塗りは情報公開の際にされたものである。また、
25 雇用契約書によれば、得永が政務活動の補助を行っていることは明らかである。なお、同議員と得永は期間の定めのない雇用契約を締結してお

り、平成27年度も上記雇用契約は継続していた。

稲村議員が政務活動費を充当した別表5記載の各支出について、当該支出を裏付ける書面として被雇用者名が黒塗りにされていない書面を提出しており、黒塗りは情報公開の際にされたものである。また、雇用契約書によれば、井藤が政務活動を行っていることは明らかである。なお、同議員と井藤は期間の定めのない雇用契約を締結しており、平成27年度も上記雇用契約は継続していた。

向出議員が政務活動費を充当した別表6記載の各支出について、当該支出を裏付ける書面として被雇用者名が黒塗りにされていない書面を提出しており、黒塗りは情報公開の際にされたものである。また、雇用契約書によれば、西野が政務活動を行っていることは明らかである。なお、同議員と西野は平成3年4月1日以降現職期間の間を雇用期間とする雇用契約を締結しており、平成27年度も上記雇用契約は継続していた。

(エ) その他の支出について

富瀬議員が政務活動費を充当した別表1番号1の支出は、事務費としての「FAXインクリボン」、同別表番号2の支出は調査研究費の会費等としての「懇親会費」、同別表番号14の支出は広聴広報費としての「第一種定形」であり、その他原告が支出内容が分からない旨主張する支出は、消耗品費、交通費、宿泊料等の経費である。その他、原告が支出内容が分からないと主張する各支出は、同議員の政務活動報告書を併せて見ることにより、支出内容は明らかである。

(オ) 収支報告書の修正について

原告が違法支出であると主張するもののうち、富瀬議員が政務活動費を充当した別表1番号1、14、17、18、20、28、37の各支出、不破議員の別表2番号5、6、8、26、30、31、34、36ないし38、42、52の各支出及び井出議員が政務活動費を充当した

別表4番号2の支出について、収支報告書の修正がされている。

(2) 争点②（本件各議員が県に返還すべき不当利得の額）について

ア 原告の主張

5 本件各議員が県に返還すべき不当利得の額は、別紙違法支出額一覧「議員氏名」欄に対応する同表「原告主張の違法支出額」欄記載の金額である。

イ 被告の主張

争う。

(3) 争点③（本件各議員に不当利得が生じる場合に遅延損害金が発生するか）について

10 ア 原告の主張

県においては、政務活動費は前払金支出であること、本件条例9条1項の定める収支報告書の提出期限は、前払金支出である政務活動費の精算期限でもあり、前払金支出である政務活動費の返還債務は確定期限付き債務であるから、民法412条1項が適用される。したがって、違法支出額がある場合、本件各議員は、平成28年5月1日から支払済みまで民法所定
15 の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

イ 被告の主張

政務活動費の返還義務は不当利得により発生するところ、この返還義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をしたときに遅滞となるが
20 （民法412条3項）、権利者である被告が本件各議員に対して具体的な請求行為をしていないから、遅滞に陥っておらず、遅延損害金支払義務は発生しない。なお、平成28年4月30日は土曜日であるため、平成27年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限は同年5月2日である。

第3 当裁判所の判断

25 1 判断の枠組み

(1) 法は、100条14項前段において政務活動費の制度を設けるとともに、

同項後段において政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の事項については条例で定めなければならないものとした上、同条15項は政務活動費の交付を受けた議員の当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書の議長への提出義務を、同条16項は議長が政務活動費についてその使途の透明性確保に努めるべきことをそれぞれ規定しているところ、その趣旨は、地方公共団体の議会の担う役割がますます重要になってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、調査研究その他の議員としての活動の基盤の充実を図るため、議会における議員としての諸活動に係る費用等の議員に対する助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにあると解される。

このような法の定めを受け、本件条例は、政務活動費は、同条例別表に定める政務活動に要する経費（本件使途基準に合致する経費）にのみ充てることができる旨定めるとともに（2条2項）、当該年度において交付された政務活動費から本件使途基準に適合した支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余に相当する額を返還しなければならないとしており（10条）、こうした法及び本件条例の規定内容や、政務活動費が上記のような趣旨目的で使途を限定して議員に交付される公金であることに鑑みると、議員が交付を受けた政務活動費のうち、本件条例によって政務活動費を支出することができるものとされている経費に充てなかった残余がある場合には、当該残額は、これを保持する法律上の原因を欠くこととなり、不当利得として返還されるべきものというべきであって、本件条例10条も、この趣旨をいうものと解される。そうすると、政務活動費の交付を受けた議員が、本件条例において政務活動費を充てることができることとされる経費の範囲に含まれない経費に同政務活動費を支出した場合には、なお前記残余があることとなり、あるいは本来県に返還されるべき当該支出に係る政務活動費の返還を法律上の原因なく免れたこととなるから、当該議員は、県に対し、当該支出に相当する不当利得の返還義務を負うことになると解すべきである

(もつとも、政務活動費の交付やその返還に関する本件条例の規定等に照らせば、議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件用途基準に合致しないものが含まれる場合であっても、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資とし、
5 5 当該議員が支出した政務活動費を充てることができる経費の合計額が、当該議員が交付を受けた政務活動費(県に返還している部分がある場合には、当該部分を除く。)を下回らない限り、不当利得返還義務を負うものではないというべきである(最判平成30年1月16日判決・民集72巻6号993頁参照)。)。そして、本件において、
10 原告は、県が本件各議員に対して平成27年度の政務活動費について本件各支出に係る不当利得返還請求権を有する旨主張しているところ、本件各支出に係る政務活動費を本件各議員が保持することが法律上の原因を欠くこと、すなわち、本件各支出が政務活動費を充てることができないものであること
15 (本件用途基準に合致しないものであること)については、不当利得返還請求権の存在を主張する原告において、主張立証すべきものである。

(2) もつとも、議員が支出した政務活動費の詳細な用途や目的については、これを地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、その交付を受けた議員は、その用途について知悉し、その資料も所持していることが通常である。また、前記のとおり、政務活動費の用途の透
20 明性の確保の観点から、法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付け(9条、12条)、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期す
25 ため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど用途の透明性の確保に努めるものとしている(12条)。

上記のような政務活動費に係る資料の偏在状況や、法及び本件条例における政務活動費の使途の透明性確保のための議員及び議長が負う義務や役割を踏まえると、政務活動費の返還請求をする原告において、本件各議員による具体的な政務活動費の支出が違法な支出（本件使途基準に適合しない支出）であることを推認させる一般的・外形的事実（以下単に「外形的事実」ということがある。）を主張立証した場合には、被告において、当該支出が適法な支出であること（本件使途基準に適合すること）について反証を行わない限り、当該支出は、政務活動費の本来の使途及び目的に反する用途への支出（本件使途基準に合致しない支出）であるとの立証があったものと解するのが相当である。

(3) 本件マニュアルについて

県議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める本件使途基準を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解される。そして、政務活動費の交付に関する具体的事項は、普通地方公共団体の議会が定める条例によるべきものとされているが（法100条14項）、政務活動費の支出対象となり得る議員としての活動は広範囲に及び得るものであることにも照らすと、政務活動費の支出が本件条例の定める本件使途基準に適合するものか否かについては、そうした議員により構成される議会自身の自律的判断をも尊重すべきものである。そうすると、前記のような趣旨の下で県議会が定めた本件マニュアルについても、上記の観点から尊重されるべきものであって、本件各議員の政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かの判断に当たっては、当該支出に係る本件マニュアルの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参酌すべきである。

この点、原告は、本件マニュアルは条例ではないからこれを参酌すること

はできない旨主張するが、上記のとおり、本件マニュアルは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、あくまでこれを具体化しその細目を定めるものにすぎないから、用途基準に適合するか否かの判断に当たり、前記の意味でこれを参酌すべきものとしたとしても、これが条例において政務活動費の交付の対象等を定めなければならないものとする法100条14項後段の趣旨に反するものとはいえず、原告の上記主張は採用できない。

(4) 本件条例別表に定める各費目について

ア 調査研究費について

本件条例は、政務活動費を充てることのできる議員の調査研究費について、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めている。そして、本件マニュアルは、上記経費を交通費、宿泊料、会費等、食糧費等の性質ごとに区分した上で、これらの区分ごとにその具体例を掲げているところ、これらの経費は、その内容性質に照らして、一般に上記のような議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるということができ、これら本件マニュアルが調査研究費として例示する費目や内容の経費は、本件条例別表の定める調査研究費に該当し得るものというべきである。

もっとも、形式的には本件マニュアルが例示する費目や内容に該当する経費であっても、当該経費に係る活動の内容や客観的な性質に照らし、議会の議員としての活動との関連性が乏しく、むしろ議員としての議会活動を離れた議員個人の私的なものと評価される活動等に伴う経費や、社会通念に照らして不相当に高額な経費については、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることをしんしゃくしても、このような経費に政務活動費を充てることは前記政務活動費の趣旨に反し、もはや議員としての活動との合理的関連性を有するとはいえないから、このような経費

は、本件使途基準に定める調査研究費に当たらないものというべきである。

本件マニュアルは、こうした法及び本件条例の趣旨を受け、政務活動費を充当するのに適しない例として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費（議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、
5 個人的な資格で加入している団体の年会費や参加費等）等への支出を掲げ、これらについては政務活動費を充てることができないものとするとともに、経費の性質に応じてその費目や内容ごとに政務活動費を充てることができる割合の上限や限度額等を定めている（別紙関係法令等の定め3参照。）ものと解される。そうすると、調査研究費に関する本件マニュアルの定めは、
10 前記法や本件条例の趣旨に沿うものであるということができ、これが不合理であるということとはできない。

イ 広聴広報費について

本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費について、「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定め、
15 本件マニュアルは、その具体例として、印刷製本費、会場費、文書通信費、交通費等を掲げているところ、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の関心を喚起向上するとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提と
20 しての意義を有するものであって、議会における審議の充実強化に資するものであるということができる。したがって、このような広聴広報活動のために支出した経費に政務活動費を充てることができるものとすることは、前記政務活動費の趣旨に沿うものというべきであって、本件マニュアルの上記定めは、その具体例も含め、法及び本件条例に照らして不合理と
25 はいえない。また、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することがあり得るとしても、それがあくまで広聴広報活

動に伴う付随的・副次的なものにとどまる限り、上記のような広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものというべきである。以上に反する原告の主張は採用できない。

5 もつとも、議員が行う活動のうち、政党活動や選挙活動、後援会活動については、議員ないし議員が所属する政党自体の宣伝や発展をその主たる目的とするものであり、それが県政の広聴広報ないし議会の審議に資する面がないではないとしても、それは上記のような目的に事実上付随するものにすぎない。前記のとおり、本件マニュアルも、広聴広報費の項目において、政務活動費を充てることのできる経費の例として印刷製本費、会場費等を掲げる一方、政務活動費を充当するのに適しない例として政党活動や後援会活動への支出を挙げているところである。そうすると、議員が行う活動が、全体としては本件条例及び本件マニュアルにおいて定める広聴広報に関する活動に該当する場合であっても、その広聴広報の具体的な内容や形式において、例えば、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、
10 議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等、議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が含まれている場合については、当該部分については、これが直ちに前示の政務活動費の趣旨に適合するものということとはできず、その限りにおいて、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を欠くものというべきである。したがって、議員が行う広聴広報活動において、議員や政党の宣伝など、議員が行う活動及び県政についての県民への報告という目的以外の事項が報告会
15 の中で相当程度取り上げられていたり、報告書や広報誌の中で相当程度記載されていたりするなど、同情報を提供することが主たる目的となっていると認められるような場合には、当該部分については、本件マニュアルに
20 いう「政務活動費を充当するのに適しない」場合に当たるといえるべきであ

り、当該広聴広報活動に係る経費のうち、政務活動費を充てることのできるのは、当該部分に係る割合等に応じて按分した額を控除した範囲に限られるというべきである。

ウ 人件費について

5 本件条例は、政務活動費を充てることのできる議員の人件費について、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めている。そして、本件マニュアルは、その具体例として、政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料を挙げており、これらへの政務活動費の充当限度を
10 実費、もしくは按分の場合は議員が雇用する場合は2分の1以内かつ月15万円以内と定め、さらに、勤務実態があること、雇用実態を明らかにする雇用契約書等を備えること及び雇用主の義務が発生する手続が行われていることを要するとしている。多岐にわたる議員活動を継続的に行うには、一般に、これを補助する職員を雇用する必要性が認められ、上記本件マニュアルが掲げる人件費の具体例はそれに伴って生じる経費である
15 といえる。また、本件マニュアルは上記のとおり人件費の充当限度を定めているところ、これらの充当の可否及び割合に関する定めも、各人件費の内容性質、政務活動との関連性の程度等を考慮した相当なものであるといえる。したがって、人件費についての本件マニュアルの定めは、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。

20 原告は、人件費に係る支出が政務活動費の支出合計額に占める割合が大きい場合には、当該人件費支出が違法であることをうかがわせる旨主張するが、本件用途基準は、上記割合について制限を設けておらず、また、議員が政務活動を行うに当たり、各政務活動をいかなる割合で行い、これを職員を雇用して行うか否か等については各議員の裁量に委ねられるべき
25 ものであるから、人件費に係る支出が政務活動費の支出合計額に占める割合が大きいことが、直ちに当該人件費支出が本件用途基準に合致しないこ

とをうかがわせるものということとはできず、この点についての原告の主張は採用できない。

2 争点①（本件各支出が政務活動費を充てることができないものか）について以下では、別表1ないし7記載の各支出のうち、原告が違法であると主張する支出（本件各支出。同各別表「違法支出額」欄記載の支出（ただし、同欄に「0」と記載されたものを除く。））に関し、本件用途基準適合性を検討する。

(1) 富瀬議員（別表1（調査研究費）及び別表3（広聴広報費）の支出）

ア 別表1（調査研究費）の支出について

(ア) 原告は、同別表番号43、48の各支出につき、議長に提出された領収書にはただし書の記載がなく、その支出内容が分からないため、当該領収書は「支出を証する書面」とはいえず、違法支出である旨主張する。

しかしながら、政務活動費に係る法及び本件条例の規定に照らせば、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。この点、本件条例12条2項は、政務活動費支出の透明性確保の見地から、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書提出の際、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書類の写しの添付を義務付けており、本件マニュアルにおいても、収支報告書に添付する領収書のただし書欄に支出内容を記載するよう求めているが、これらの本件条例等の定めは、支出の内容及び根拠を明らかにさせることにより、政務活動費の用途の透明性を確保することをその趣旨とするものであると解されるのであり、当該支出に係る領収書のただし書の記載がない場合であっても、これ以外の資料からその用途等が明らかになるのであれば、これに政務活動費を充てることができるものとしても上記趣旨に反するということとはできないから、本

件条例及び本件マニュアルの上記定めは、議員の提出した領収証のただし書の記載内容の有無自体が政務活動費の充当の可否を左右するものとしてと解することはできない。なお、原告は、同議員が調査研究活動を行ったことを裏付ける証拠を議長に提出していないため上記各支出が違法であるとも主張するが、本件条例及び本件マニュアル上、これらの証拠資料の提出が求められているわけではないし、上記支出の内容等について説示したところに照らしても、原告の上記主張は採用できない。

そこで検討すると、被告は、別表1番号43の支出につき、これは台湾視察費であり、調査研究費として政務活動費を充てることができる旨主張する。しかるところ、上記支出に係る領収書（甲9の30。株式会社富士トラベル金沢が平成28年3月4日付けで発行したもの。）にはただし書の記載はないものの、富瀬議員が作成し、収支報告書とともに議長に提出した政務活動報告書（乙20の2）の当該支出に係る「内容・目的等」欄には、同支出につき、「未来石川台湾視察」との記載があり、同議員が作成し、議長に提出した海外政務活動結果報告（乙14）にも、前記株式会社富士トラベル金沢が「石川県議会未来石川議員会」宛てに作成した同年3月23日から同月26日までの台湾での旅程を記載した「御旅程表」が添付された上で、同議員が同日程のとおり、未来石川議員会の活動として3泊4日の台湾視察を行った旨が記載されており、これらの資料や上記旅程等を踏まえれば、前記領収書に記載された支出についても、その記載内容（発行者、発行時期、金額等）に照らして上記台湾視察に係る交通費や宿泊料等の旅行代金であるとみて不自然ではない。また、上記台湾視察について、これが議員活動とは無関係な私事旅行であるといった事情もうかがわれなから、こうした視察旅行に伴う交通費や宿泊費等が、本件条例及び本件マニュアルにおいて調査研究費とされている経費に当たらないということもできない。以上によれば、

上記支出について外形的事実の立証がされているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

また、甲9の31によれば、同別表番号48の支出は、同議員が平成28年3月22日にNPO法人「未来塾・大人の学び」に支払ったものであると認められる。被告は、同支出について、同NPO法人「未来塾・大人の学び」の年会費であり、同NPO法人が主催する講演会等に参加するために必要であるため、調査研究費としての会費等として政務活動費を充当できる旨主張するところ、上記支出の金額や時期に照らし、これが上記NPO法人の年会費であるとみて不自然ではない。また、同NPO法人は、市民に対して、政治、経済、社会、国際関係に関する講演会や有識者との質疑応答の場を提供することを目的として活動しているところ（乙53）、こうした活動への参加は、県民の県政についての意見や要望等を把握し、議会における審議の充実強化につながり得るものであるから、こうしたNPO法人の年会費の支出が、本件マニュアルが政務活動費を充当するのに適しない例として掲げる個人的な資格で加入している団体の年会費等に当たるということもできない。以上によれば、上記支出について外形的事実の立証がされているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

(イ) 原告は、別表1番号2, 8, 16, 19, 22, 31, 33, 41の各支出につき、これらは飲食を伴う懇談会・懇親会等であり、調査研究との接着性や飲食を伴わなければならない必要性について主張立証がない等と主張する。

そこで検討すると、証拠（甲9, 乙23ないし29, 30ないし33, 58）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出（ただし、番号41につ

いてはその一部) はいずれも飲食を伴う会合又は懇親会等に係る支出であると認められるが、他方、上記各証拠及び弁論の全趣旨によれば、これらの会合や懇親会は、いずれも、それ自体が国際交流等の県政に関する活動としてされたものか、県政に関する課題や県民の意見等を把握すること等に資する会合等に接着して開催されたものであると認められ、
5 これらが本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例(会費として支出するのに適しない例)」として掲げられているような経費に当たるとは認められない。また、これら支出について収支報告書に政務活動費を充てることができるものとして記載された金額も、本件
10 マニュアルが定める上限を超えるものではない。以上によれば、これらの支出について、外形的事実の立証がされているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

(ウ) 原告は、同別表番号3ないし6, 9, 21, 35, 36, 48の各支出につき、これらの支出先である団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について被告の主張立証がない旨主張する。しかし、
15 上記各支出のうち、前記(ア)と重複する支出について原告の主張を採用することができないことは、前記のとおりである。また、その余の支出については、証拠(乙20の2, 29, 49ないし52, 54, 58)及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張を考慮しても、これら経費の支出先である団体の活動が県政に無関係なものであるとは認められず、こうした団体を通じた活動も、議会の審議の充実強化に関連しないということとはできないから、これら経費の支出が本件マニュアルが政務活動費を
20 充当するのに適しない例として挙げるものに該当するとも認められない。以上によれば、上記各支出について、外形的事実の立証がされていると
25 いうことはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認

められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

5 (エ) 原告は、同別表番号2ないし6, 8, 9, 12, 13, 15, 16, 19, 21, 22, 31ないし36, 41, 42, 43の支出について、当該支出は県の事務に関する調査研究ではない活動の経費である等と主張するが、上記ア), (イ), (ウ)と重複するものについて原告の主張を採用することができないことは前記のとおりである。また、その余の支出についても、証拠(甲9, 乙20の2, 29, 46ないし54, 58)及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張を考慮しても、これら支出に係る経費が政務活動とは無関係な活動について支出されたものであるとは認められず、これらについて外形的事実の立証がされているものとはいえないから、この点についての原告の主張は採用できない。

10
15
20
25
なお、原告は、同別表番号33の支出について、当該支出を証する書面として提出された領収書(甲9の23)の作成者とされる「第47回食とみどり、水を守る全国集会石川県実行委員会」の所在地と日本労働組合総連合会石川県連合会の所在地とが同一である点を指摘し、当該支出の支出先が上記委員会であるか疑わしい旨主張するが、証拠(乙29)によれば、平成27年11月27・28日に「食とみどり、水を守る全国集会」が開催されたことが認められ、これは、上記領収書の記載内容や発行日(平成27年11月27日)とも整合しており、複数の団体が同一の所在地に存在することもあり得ることも考慮すれば、富瀬議員は、上記領収書記載のとおり支出をしたものと推認するのが相当であって、原告の上記主張は採用できない。

(オ) 前記前提事実のとおり、富瀬議員は、別表1番号1, 14, 17, 18, 20, 28, 37の各支出につき、費目に誤りがあったとして、これらを収支報告書等の調査研究費の費目において計上しないこととする修正をしている。

に判断されるべきものであり、収支報告書の提出期限後にその記載内容の修正があった場合には、当該修正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該修正後の記載内容を踏まえて政務活動費の支出が本件使用基準に適合するか否かを客観的に判断すべきものである。

5 しかるところ、富瀬議員は、上記各支出のうち、別表1の番号1、17の各支出につきその費目を事務費に修正し、同別表の番号14、18、20、28、37の各支出につきその費目を広聴広報費に修正しているところ、これらの支出内容（甲9の1・11・14・15・17・20・27）に照らし、富瀬議員がした上記費目の修正が客観的に誤りである
10 とは認められないし、当該支出のうち同議員が政務活動費を充てることができるものとしている金額ないし割合も、本件マニュアルが定める上限を上回るものとはいえず、これら事務費ないし広聴広報費としての支出に係る活動が、同議員の政務活動と関連性を欠くものであることもうかがわれない。したがって、上記各支出について外形的事実の立証がさ
15 れているということとはできず、これが本件使用基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

(カ) そして、本件全証拠を検討しても、他に、別表1の支出につき本件使用基準に合致しないものは見当たらない。

20 イ 別表3（広聴広報費）の支出について

(ア) 別表3番号1、2の支出は、同議員の広報誌「輝」No. 2の製作費及び郵送費であると認められるところ（甲11の1・2）、同議員は、これらの支出につき24分の23の割合で按分した金額の限度で政務活動費を充てること
25 ができる支出として収支報告書等に計上している。しかるところ、同広報誌は、同議員の議会や県政に関連する各種会合・行事における活動の紹介を主たる内容とするものであると認められ（乙6の

1), 県政に対する県民の関心を喚起向上するとともに県民からの要望を受ける契機となり得るなど, 議会の審議の充実強化につながるものであって, 同議員の政務活動に資するものといふことができ, 当該広報紙が同議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとは認められない
5 (なお, 同広報誌には, 同議員が北信越県議会野球大会に出場したことを同議員の写真と共に報告する記事も掲載されているところ, 同記事については政務活動との関連性を欠くとみる余地があるとしても, 同部分は紙面のごく一部を占めるにとどまり, 富瀬議員が上記支出のうち政務活動費を充てないこととした割合(24分の1)を超えるものでもない。)

10 (イ) また, 同別表番号3, 6, 8, 10の各支出は, 同議員の広報誌「輝」No. 3ないし5の郵送費と認められる(甲11の3・4・6・8)ところ, これらの広報誌は, いずれも, 同議員の議会や県政に関連する各種会合・行事における活動の紹介を主たる内容とするものであると認められ(乙6の2ないし4), これらは上記(ア)と同様, 議会の審議の充実強化につながるものであって, 同議員の政務活動に資するものといふことができるから, 同広報誌が同議員自身の宣伝を主たる目的として作成されたものとは認められない。

15 (ウ) 同別表番号7, 9の各支出は, 同議員が質問等を予定している県議会の傍聴の案内状の第一種定形郵便での送付費用であると認められ(甲11の5・7, 乙62, 63。原告は, 被告が郵送したと主張する文書は第一種定形郵便で送付するようなものでない等と主張するが, こうした案内状を第一種定形郵便で送付することも不自然とはいえず(乙62, 63が事後的に作成されたものであることを認めるに足りる証拠もない。), 他にこれら支出が上記案内状の送付以外に充てられたこともうかがわれぬから, 原告の上記主張は採用できない。), これが政務活動と
20 関連性を欠く支出であるともいえない。

(エ) そして、本件全証拠を検討しても、他に、別表3の支出につき本件使
途基準に合致しないものは見当たらない。

(オ) 以上によれば、別表3の本件各支出について外形的事実の立証がされ
ているということとはできず、これが本件使途基準に合致しないものであ
るとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

ウ 小括

以上説示したところによれば、本件各支出のうち、冨瀬議員に係るもの
は、いずれも本件使途基準に適合しないものであるとは認められず、同議
員がこれにつき不当利得返還義務を負うということとはできない。

(2) 不破議員（別表2（調査研究費）及び別表7（人件費）の支出）

ア 別表2（調査研究費）の支出について

(ア) 原告は、同別表番号33、34の各支出につき、同議員が議長に対し、
同議員自らが作成した支出証明書しか提出しておらず、当該支出に係る
領収書その他の支出を証する書面の写しを提出していない旨主張する。

しかし、前記のとおり、政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員
が収支報告書等に添付した証拠資料のみならず、その余の資料等をも踏
まえて当該経費の内容等に照らして客観的に判断すべきところ、本件マ
ニュアルにおいても、政務活動費に充当する支出に係る領収書を徴しが
たい運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃等）について
は、例外的に領収書に代えて支出証明書を記載することで足りるとして
おり、上記のような領収書の発行を求め難い場合にまで領収書の提出を
求めると、日々行われる多種多様な政務活動を妨げることになりかねな
い一方、支出証明書による報告及びその他の提出書類によっても一定程
度支出及び政務活動との関連性を確認することは可能であることからす
れば、このような本件マニュアルの取扱いも、法及び本件条例の趣旨に
照らして不合理とはいえない。しかるところ、不破議員は同別表番号3

3, 34の各支出につき, 上記本件マニュアルに則って支出証明書による報告をしているところ(甲10の23), その内容や金額が不自然とはいえないし, 領収書を徴収することが困難な種類の支出であるといえ, これらが上記支出証明書に記載されたものとは異なる支出であるとは認められない。そして, これら支出が政務活動との関連性を欠き本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するといった事情もうかがわれないから, これらの支出について外形的事実の立証がされているということはできず, この点についての原告の主張は採用できない。

(イ) 原告は, 同別表番号14の支出につき, 議長に提出された「堀辰雄文学記念館入館券」写し(甲10の10)に宛名がないことから, これは同支出を証する書面に当たらない旨主張する。しかし, 前記のとおり, 政務活動費を充当できる経費の範囲は, 議員が収支報告書等に添付した証拠資料のみならず, その余の資料等をも踏まえて当該経費の内容等に照らして客観的に判断すべきところ, 入館券は, 一般に入館料を支払った際にそれと引き換えに交付されるものであるから, 上記入館券に係る当該入館料の支出をした者はこれを所持する同議員であると推認され, 他にこれを左右する証拠もない。そして, 同支出が政務活動との関連性を欠き本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するといった事情もうかがわれないから, 同支出について外形的事実の立証がされているということはできず, この点についての原告の主張は採用できない。

(ウ) 原告は, 別表2番号1, 7, 13, 15, 23, 27, 29, 35, 48, 49, 54, 61ないし64の各支出につき, 議長に提出された支出を証する書面にただし書等の支出内容の記載がないため, 当該書面はいずれも「支出を証する書面」とはいえず, 違法支出である旨主張す

る。

前記のとおり，政務活動費を充当できる経費の範囲は，議員が収支報告書等に添付した証拠資料のみならず，その余の資料等をも踏まえて当該経費の内容等に照らして客観的に判断すべきところ，前記各支出につきこれを証する書面として収支報告書等に添付された領収書等（甲10の1・5・9・11・16・18・20・24・34・35・40・46ないし48）にはただし書等具体的な支出内容の記載がなく，また支払の相手方その他の領収書等の記載内容自体から当該支出の具体的内容を直ちに推知することもできない（なお，本件マニュアルにおいては，領収書がレシート等の場合で内容が記載されていない場合は，領収書貼付用紙の余白に内容等を記載すべきものとされ，領収書を徴しがたい場合であって，預金口座引き落としによる支払等については，支出証明書により支出先等を報告すべきものとされているが（関係法令等の定め3(1)），別表2番号61を除く上記各支出について，かかる本件マニュアルの定めに従った報告等はされていない。）。
5
10
15

そこで進んで検討すると，同別表番号1の支出については，同議員が提出した政務活動報告書（乙15）の当該支出の「内容・目的等」欄には，「日本会議年会費」との記載があるところ，当該支出に係るご利用明細票（甲10の1）の記載内容（受領者名，払込金額，取扱日）に加え，日本会議では会員種類に応じて年会費を定めており，正会員は1万円とされていること（乙65）を総合すると，同支出は同議員が上記「内容・目的等」欄に記載したとおりの支出であると推認され，また，上記日本会議の活動内容（乙65）に照らすと，同団体への年会費の支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するとも認められず，同支出につき外形的事実の立証が
20
25

同別表番号7の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「教育を考える石川県民の会年会費」との記載があるところ、当該支出に係るご利用明細（甲10の5）の記載に照らし、同支出は上記「内容・目的等」欄記載のと通りの支出であると推認され、また、上記団体への年会費の支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するといった事情もうかがわれず、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号13の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「市議同期会視察意見交換会及び懇親会会費」との記載があるところ、当該支出に係る領収証（甲10の9）には、発行者「軽井沢ボンジョルノ（長野県北佐久郡軽井沢町468-9所在）」、領収金額5000円、発行年月日「27年6月3日」と記載されている。そして、証拠（乙34、38）によれば、同議員は、平成27年6月3日、軽井沢において白糸ハイランドウェイや軽井沢観光協会等の視察や軽井沢町役場における懇談等を行った後、ホテルハーヴェスト旧軽井沢にチェックイン、休憩後、夕食前に参加者が集合したことが認められるから、その後、参加者らが夕食を取りながら意見交換等を行ったと考えても不自然ではなく、上記領収書の記載と併せれば、上記支出は上記「内容・目的等」欄記載のと通りの支出であると推認され、また、同支出が政務活動との関連性を欠くものであることもうかがわれなから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号15の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「宿泊費」と記載されているところ、証拠（乙34、38）によれば、同議員は、平成27年6月3日、軽井沢において白糸ハイランドウェイや軽井沢観光協会等の視察や軽井沢町役場における懇

談等を行った後、ホテルハーヴェスト旧軽井沢にチェックインし、同月4日、ホテルを出発したことが認められ、これらの事実により上記支出に係る領収書（甲10の11）の記載内容（発行者、発行年月日、金額等）を併せれば、上記支出は上記政務活動報告書の「内容・目的等」欄記載のとおりであると推認され、また、同支出が政務活動との関連性を欠くものであることもうかがわれないから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号23の支出について、被告は龍馬プロジェクトが企画する視察や研修会等に参加するための年会費である旨主張し、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄にも「龍馬プロジェクト全国会年会費」と記載されているところ、龍馬プロジェクト全国会の活動内容や年会費に係る同団体の会則の内容（乙39、40）のほか、上記支出に係るご利用明細票（甲10の16）の記載内容に照らすと、上記支出は前記「内容・目的等」欄記載のとおりであると推認され、また、上記団体の活動内容等に照らし、同支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するということもできない。したがって、同支出につき、外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号27の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「金沢南水曜会年下期年会費」と記載されている。しかるところ、証拠（乙66ないし68）によれば、金沢南水曜会は、自己の知性教養を高め、人格・品位の高揚を図り、各自が業務を通じ個人生活・事業生活・社会生活に常に奉仕の理想を適用し、情報・知識の交換を行い、会員相互の事業発展に寄与することを目的とし、毎月1回、金沢国際ホテルにおいて例会を開催している団体であると認められ、同会会則の定める会費の額や支払方法と、上記支出に係る利用明細（甲1

0の18)の記載内容を対比すれば、上記支出は前記「内容・目的等」欄記載のとおり支出であると推認される。また、上記団体の活動内容等に照らし、同支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するということもできないから、同支出につき、外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号29の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「教育を考える石川県民の会勉強会費」との記載があるところ、当該支出に係る領収証(甲10の20)の記載内容(発行者、領収金額、発行日)に照らし、同支出は上記「内容・目的等」欄記載のとおり支出であると推認され、また、上記団体への会費の支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するといった事情もうかがわれず、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号35の支出について、被告は同議員が県内高等学校における修学旅行地としての可能性、新規海外路線の可能性、民間交流促進の可能性等について調査するため、パラオを訪問した際の費用である旨主張し、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「パラオ視察旅費」と記載されている。しかるところ、証拠(乙44)によれば、同議員は平成27年10月5日から同月9日まで、パラオ共和国内の複数の島の名所を複数視察し、現地旅行社経営者や日本大使館大使との懇談を行ったものと認められ、これらの事実により前記支出に係る領収書(甲10の24)の記載内容(発行者、領収金額、発行年月日)を対比すれば、上記支出は被告が主張するとおりの使途に支出されたものであると推認され、同支出が政務活動との関連性を欠くものであることもうかがわれなから、同支出につき外形的事実の立証がされているという

ことはできない。

同別表番号48の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「金沢南水曜会年年会費」と記載されているところ、同支出に係る振込振替（状況照会）（甲10の34）の記載内容のほか、
5 同別表番号27番の支出につき前記認定説示したところに照らせば、当該支出は上記政務活動報告書の「内容・目的等」欄記載のとおりのものであると推認され、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号49の支出について、被告は金沢・南砺ゆかりの集いの会費である旨主張し、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄にも同旨の記載がされているところ、証拠（乙36）によれば、平成
10 28年2月11日、金沢東急ホテルにおいて金沢・南砺ゆかりの集いが開催されたことが認められ、これと上記支出に係る利用明細票（甲10の35）の記載内容とを対比すると、当該支出の内容は上記「内容・目的等」欄記載のとおりであると推認され、同支出について収支報告書に政務活動費を充てることのできるものとして記載された金額も、本件マニュアルが定める上限を超えるものではない。また、上記会合の内容（乙
15 36）に照らせば、同会合に参加することも、地元の産業を含む県政に関する県民の要望や意見等を収集把握することにつながるものであり、
20 議会における審議の充実強化に資するものといえることができるから、上記支出について外形的事実の立証がされているということとはできない。

同別表番号54の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「金沢市相撲連盟年会費」と記載されているところ、同支出に係る「振込振替（状況照会）」（甲10の40）の記載内容や同
25 連盟の名称及び証拠（乙69、70）上うかがわれる同連盟の活動内容等に照らし、当該支出は、上記「内容・目的等」欄記載のとおり支出

であると推認され、同団体への年会費の支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当することも認められないから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

5 同別表番号62の支出について、政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「金沢市空手道会年会費」と記載されているところ、振込振替（状況照会）（甲10の46）には、受取人名「カナザワシカラテドウカイ」、金額1万円、振込・振替指定日「2016年03月16日」との記載があり、政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄記載の支出先と一致すること、証拠（乙71）上、金沢市空手道会は、金沢市のスポーツ研修会に協力し、同市のスポーツ優秀選手を表彰する等、スポーツの振興や青少年の健全育成等の県政にも関連する活動をしていると認められ、上記支出に係る「振込振替（状況照会）」（甲10の46）の記載内容にも鑑みると、同支出は上記「内容・目的等」欄記載のとおり
10 の支出であると推認される。そして、上記団体の活動内容等に照らし、同団体への年会費の支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するの
15 に適しない例」として挙げる支出に該当することも認められないから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

20 同別表番号63の支出について、政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「自衛隊友の会年会費」と記載されているところ、これに同支出に係る振込振替（状況照会）（甲10の47）の記載内容を併せれば、当該支出は上記「内容・目的等」欄記載のとおり
25 の支出であると推認することができ、また、これが本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するの
に適しない例」として挙げられている支出に該当すること
もうかがわれないから、同支出につき外形的事実の立証がされている
ということとはできない。

同別表番号64の支出について、前記政務活動報告書の当該支出の「内容・目的等」欄には「社団法人石川県相撲連盟年会費」と記載されているところ、これに同支出に係る振込振替（状況照会）（甲10の48）の記載内容を併せれば、当該支出は、上記「内容・目的等」欄記載のとおり
5
の支出であると推認され、同団体の沿革や活動内容（乙74）に照らし、同支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するとも認められないから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

なお、同別表番号61の支出については、当該支出に係る「クレジットカードご利用明細票」（甲10の45）上、その支出内容を明らかにする記載がないものの、領収書を徴し難い場合（運賃等）であるとして本
10
件マニュアルに則って政務活動費支出証明書による報告がされており（甲10の45）、同支出証明書の記載が虚偽であることをうかがわせる事情も見当たらないから、同支出につき外形的事実の立証があるとはいえない。
15

(エ) 原告は、別表2番号13、41、43、44、49、55、57の各支出につき、これらは飲食を伴う懇談会・懇親会等であり、調査研究との接着性や飲食を伴わなければならない必要性について被告の主張立証がない旨主張する。

しかし、上記各支出のうち、番号13及び49につき外形的事実の立証があるとはいえないことは、前記ウのとおりである。また、その余の支出については、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によると、これらはいずれも飲食を伴う懇親会等の会費（又はこれをその一部に含む経費）の支出であると認められるが、上記各証拠のほか、これらの懇親会等
20
に係る資料等（甲10、乙35、59）によると、原告の主張を考慮しても、これら会合等への参加が、情報交換等を通じた政務活動としての実
25

質を有しないものであるとは認め難く、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げられているものに該当するということとはできないし、また、これら支出について収支報告書等において政務活動費を充てることができるものとして記載された金額も、本件マニュアルが定める上限を超えるものではない。以上認定説示したところによれば、上記各支出について外形的事実の立証がされているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

(イ) 原告は、同別表番号17ないし21, 32, 39, 40, 46, 47, 50, 53, 56, 58, 69の各支出につき、これらの支出先である団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について被告の主張立証がない旨主張する。しかし、証拠(乙20の2, 29, 49ないし54, 58)によれば、原告の主張を考慮しても、これらの経費の支出先である団体の活動が県政に無関係なものであるものとは認められず、こうした団体を通じた活動も、議員としての議会活動に関連しないものであるということとはできないし、これら経費の支出が本件マニュアルが政務活動費を充当するのに適しない例として挙げるものに該当することも認められない。以上によれば、上記各支出について、外形的事実の立証がされているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。

(ロ) 原告は同別表番号2ないし4, 9ないし13, 16ないし21, 23, 26, 28, 30, 32ないし36, 39ないし44, 46, 47, 49ないし51, 53, 55ないし61, 69の支出につき、当該支出は県の事務に関する調査研究ではない活動の経費である等と主張するが、

同主張を踏まえて証拠（甲10、乙15、34ないし36、38ないし45、49ないし52、54ないし57、59）を検討しても、当該支出に係る活動と政務活動との関連性を欠くものであることを認めるに足りないというほかない（原告が個別に違法事由を主張する支出については、前記(ア)、(ウ)及び(エ)において説示したとおりである。なお、上記支出のうち、後記(キ)に挙げるものについては収支報告書等の修正を踏まえて検討すべきことは、後記のとおりである。）。

(キ) 不破議員は、別表2番号5、6、8、26、30、31、33、34、36、37、38、42、52の各支出につき、前記前提事実(3)イのとおり収支報告書等を修正している。

前述のとおり、収支報告書等の提出期限後にその記載内容の修正があった場合には、当該修正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該修正後の記載内容を踏まえて政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきものである。しかるところ、上記各支出のうち、番号5の支出については、その費目が調査研究費から資料購入費に修正されているところ、証拠（甲10の4）に照らし、同訂正が客観的に誤りであるとは認められないし、同支出が政務活動との関連性を欠くものであるとも認められない。また、上記各支出のうち、番号26、30、33、34、36、42の支出については、按分漏れがあったとして、そのうち政務活動費を充てることができるものとされる範囲を減縮修正しているが、本件マニュアルに照らして、同訂正後に政務活動費を充てることができるものとされている金額が、上記マニュアルの定める上限を超えているとも認められない。さらに、上記各支出のうち、番号36に係る訂正（乙22）は、誤記の訂正にとどまり、これが客観的に誤りであるとは認められない。したがって、上記各支出のうち、訂正後の収支報告書等において政務活動費を充てることができるものと

されている支出については、外形的事実の立証がされているということ
はできず、この点についての原告の主張は採用できない。

5 なお、上記修正に伴い、別表2の番号26、30、33、34、36、
42の各支出については政務活動費を充てることのできる金額が一部減
額され、また、同別表番号6、8、31、37、38、52の各支出に
10 ついてはその全額が政務活動費を充てないこととされており、これらの
減額等にともない、収支報告書等において政務活動費を充てることので
きるとされた支出額が合計6万3470円減額されている。しかるところ、
上記修正後の収支報告書（乙22。なお、調査研究費に係る上記訂
正以外に減額を伴う修正はされていない。）においても、政務活動費を充
15 てることができることとされている支出額合計が、同議員が交付を受けた政
務活動費の総額を上回っており、同議員は上記各支出に政務活動費のみ
ならず、これを原資としない資金をも充てているものと認められるから、
前記1(1)において説示したところに照らし、上記減額分について同議員
が不当利得返還義務を負うということとはできない。

(ク) そして、本件全証拠を検討しても、他に、別表2の支出につき、本件
20 用途基準に適合しないものは見当たらない。

(ケ) 以上によれば、不破議員は、本件各支出のうち、別表2に記載された
ものにつき、不当利得返還義務を負うとは認められない。

25 イ 別表7（人件費）の支出について

(ア) 原告は、別表7記載の各支出につき、各領収証写し（甲15）におい
て受領者名が黒塗りになっているため、これらは被雇用者が不破議員の
政務活動を補助している実態を裏付ける書面ではない旨主張する。

しかし、雇用契約書（乙7）によれば、得永は、平成23年6月1日、
25 不破議員との間で、「不破大仁政務調査事務所」の従業員として、期間を
定めることなく、月給を26万円、通勤手当を月額5000円、従事す

る業務の内容を「政務調査及びこれに関連する業務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同雇用契約の内容が実態を反映しないものであることはうかがわれず、また、平成27年度末までに同議員と得永との同雇用契約が終了したことをうかがわせる証拠もない。このこと、
5 上記領収書（甲15）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日）を考慮すれば、別表7の各支出については、得永に対する上記雇用契約に基づく給与及び交通費の支出であると推認され、これを左右するに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

(イ) 原告は、得永が不破議員の後援会等の団体の会計責任者や事務担当者を兼任しており、得永の人件費には後援会活動等への支出が含まれる旨主張する。
10

しかし、不破議員は、上記各支出につき、本件マニュアルに従いその2分の1の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上しているところ、上記雇用契約の内容を踏まえれば、原告の主張を考慮しても、得永が同雇用契約に基づき従事する業務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が上記按分割合を上回っているとは認め難いというべきである。そうすると、前記1(4)ウで検討したところも考慮すれば、本件各支出のうち、別表7記載のものについて外形的
15 事実が立証されているということはできず、これが本件使途基準に合致しないものであるとは認められないから、この点についての原告の主張は採用できない。
20

ウ 小括

以上説示したところによれば、本件各支出のうち、不破議員に係るものについては、同議員の収支報告書等（前記修正後のもの）に政務活動費を充てることができるものとして計上されたものについてはいずれも本件
25 使途基準に適合しない支出であるとは認められないし、その余の支出につ



いても同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(3) 井出議員（別表４（広聴広報費）の支出）

ア 原告は、別表４番号１の支出につき、支出内容が分からないため違法である旨主張する。

そこで検討すると、同議員が議長に提出した同支出に係る振替払込金受領証・振替受付票（甲１２の１）には支出内容が明確には記載されていない。しかし、被告は当該支出について、同議員のホームページの更新費用である旨主張しているところ、上記振替払込金受領証・振替受付票の記載内容のほか、同票に記載された同支出の受取人（アイ・イー・コーポレーション株式会社）の事業内容（DTP・WEBに関するデザイン及び製作等。乙１６）に照らせば、上記支出の内容は被告の上記主張のとおりであると推認され、他にこれを左右する証拠はない。また、同支出の内容からすると、本件マニュアルの記載に照らし、これが広聴広報費として政務活動費を充てることが許されないものであるとはいえないし、同支出のうち
10 収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された金額も、本件マニュアルの定める上限を超えるものでもないから、同支出につき外形的事実の立証がされているということとはできない。

イ 同別表番号３の支出につき、証拠（甲１２の３、乙１８）及び弁論の全趣旨によると、これは、同議員の広報誌「IT通信」vol. 4（乙１８。主として同議員の議会での質疑等の議員活動を紹介するものであると認められる。）の郵送費であると認められる。同広報誌には、「年間の活動記録」と題して同議員の写真が多数掲載された部分（各活動の内容について説明文はない。最終頁。）がみられるが、同部分は上記広報誌全１２頁中１頁にとどまり、その割合は、上記支出（６２３１円）のうち、収支報告書等に
20 政務活動費を充てることができるものとして計上された額（５１９２円）を除いた割合を上回るものではない。そうすると、上記広報誌の内容にも
25

照らすと、同支出について外形的事実の立証がされているということではできない。

同別表番号4ないし9の各支出につき、証拠(甲12の4~9,乙17)及び弁論の全趣旨によると、これは、同議員の広報誌「IT通信」vol. 5(乙17。主として同議員の議会での質疑等の議員活動を紹介するものであると認められる。)の郵送費及び製作費であると認められる。同広報誌には、上記vol. 4と同様に同議員の写真のみが多数掲載された部分が存在するが、同部分は上記広報誌全16頁中2頁にとどまり、その割合は、上記各支出のうち、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された割合(87.5%)を除いた割合を上回るものではない。そうすると、上記広報誌の内容にも照らすと、同支出について外形的事実の立証がされているということではできない。

ウ なお、同議員は、平成30年3月21日、同別表番号2の支出につき政務活動費を充てることができる経費として計上しないこととする旨の収支報告書等の修正をしている(前記前提事実(3)ウ)。しかるところ、同修正後の収支報告書(乙21。なお、上記訂正以外に減額を伴う修正はされていない。)においても、政務活動費を充てることができる支出額合計が、同議員が交付を受けた政務活動費の総額を上回っており、同議員は上記各支出に政務活動費のみならず、これを原資としない資金をも充てているものと認められるから、前記1(1)において説示したところに照らし、上記減額修正分について同議員が不当利得返還義務を負うということもできない。

エ 以上説示したところによれば、本件各支出のうち、井出議員に係るものについては、同議員の収支報告書等(前記修正後のもの)に政務活動費を充てることができるものとして計上されたものについてはいずれも本件使途基準に適合しないものであるとは認められないし、その余の支出につい

ても同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(4) 稲村議員（別表 5（人件費）の支出）

ア 原告は、別表 5 記載の各支出につき、各領収証写し（甲 1 3）において受領者名が黒塗りになっているため、これらは被雇用者が稲村議員の政務活動を補助している実態を裏付ける書面ではない旨主張する。

しかし、雇用契約書（乙 8）によれば、井藤は、平成 2 1 年 3 月 1 5 日、稲村議員との間で、期間を定めることなく、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」、月給を 3 0 万円として雇用契約を締結したことが認められるところ、同雇用契約の内容が実態を反映しないものであることとはうかがわれず、また、平成 2 7 年度末までに同議員と井藤との同雇用契約が終了したことをうかがわせる証拠もない。このことに、上記領収書（甲 1 3）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日）を考慮すれば、別表 5 の各支出については、井藤に対する上記雇用契約に基づく給与の支出であると推認され、これを左右するに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

イ 原告は、上記雇用契約上、井藤の雇用内容は議員私設秘書であって本件条例が定める人件費に該当しない旨主張する。しかし、本件用途基準における人件費は、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費とされており（本件条例別表）、議員の活動を補佐することを業務内容とする当該議員の秘書の給与を政務活動費から支出すること自体は、当該活動が議員としての政務活動に当たる限り、本件用途基準に適合しないものであるということとはできない。しかるところ、井藤との間の上記雇用契約に係る契約書には、その私設秘書としての業務内容として、政務調査、議員の送迎等との具体的業務が記載されているところ、同記載内容が虚偽であることもうかがわれず、井藤は、上記雇用契約に基づき稲村議員の政務活動を補助する業務に従事していたものと推認される。

また、原告は、井藤が稲村議員の後援会等の団体の会計責任者や事務担当者を兼任しており、井藤の人件費には後援会活動等への支出が含まれる旨主張する。しかし、同議員は、上記各支出につき、本件マニュアルに従いその2分の1の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上しているところ、雇用契約の内容等、上記認定した事実からすると、原告の主張を考慮しても、井藤が同雇用契約に基づき従事する業務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が上記按分割合を上回っているとは認め難いというべきである。

ウ 以上説示したところのほか、前記1(4)ウにおいて検討したところも考慮すれば、本件各支出のうち、稲村議員に係るものについては、外形的事実が立証されているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うということとはできない。

(5) 向出議員（別表6（人件費）の支出）

ア 原告は、別表6の各支出につき、各領収書写し（甲14）において受領者名が黒塗りになっているため、これらは被雇用者が向出議員の政務活動を補助している実態を裏付ける書面ではない旨主張する。

しかし、雇用契約書（乙9）によれば、西野は、平成3年4月1日、向出議員との間で、雇用期間を同日から同議員の現職期間、給与月額を34万7000円、職務内容を「政務調査及び、調査研究の補佐と後援会活動」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同雇用契約の内容が実態を反映しないものであることはいかかわらず、また、平成27年度末までに同議員と西野との同雇用契約が終了したことをうかがわせる証拠もない。このことに、上記領収書（甲13）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。なお、ただし書には「政務活動補助職員に対する給与15万円含む。」との記載があるが、これは、収支報告書等の作成におけ

る便宜上、政務活動費を充てることができる額を記載したものであると推認される。)を考慮すれば、別表6の各支出については、西野に対する上記雇用契約に基づく給与の支出であると推認され、これを左右するに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

5 イ 原告は、西野が向出議員の後援会等の団体の事務担当者を兼任しており、西野の人件費には後援会活動等への支出が含まれる旨主張する。しかし、同議員は、上記各支出につき、本件マニュアルに従いその2分の1の範囲内でかつ上限額を超えない範囲（1か月当たり32万9610円のうち15万円の限度）で政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書
10 等に計上しているところ、同雇用契約の内容等、上記認定した事実からすると、原告の主張を考慮しても、西野が同雇用契約に基づき従事する業務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、上記支出のうち政務活動費を充てないこととされている部分の割合を上回っているとは認め難いというべきである。

15 ウ 以上説示したところのほか、前記1(4)ウにおいて検討したところも考慮すれば、本件各支出のうち、向出議員に係るものについては、外形的事実が立証されているということとはできず、これが本件用途基準に合致しないものであるとは認められないから、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うということとはできない。

20 3 結論

以上によれば、本件各支出のうち、本件各議員がその収支報告書等（修正があるものについては修正後のもの）に政務活動費を充てることのできるものとして計上した支出については、これらが本件用途基準に合致しないものとは認められず、その余の支出についても、本件各議員が不当利得返還義務を負うもの
25 としては認められないから、被告が財産（不当利得返還請求権）の管理を違法に怠っているものということとはできない。

よって、その余の点について検討するまでもなく、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

5

裁判長裁判官 加 島 滋 人

10

裁判官 吉 川 健 治

15

裁判官 小 椋 智 子

(別紙)

当 事 者 目 録

金沢市

原 告

5 金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

同訴訟代理人弁護士

同

同 指 定 代 理 人

10 同

同

同

同

石川県知事 谷本正憲

小 堀 秀 行

森 岡 真 一

池 田 正 明

山 村 拓

浅 野 裕 一

小 杉 浩

北 村 都

(別紙)

関係法令等の定め

1 法（地方自治法）

2条

5 2項

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3項

10 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

4項

15 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

5項

20 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

100条

14項

25 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てる

ことができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

5 16項

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。平成29年石川県条例第24号による改正前のもの。）

10 2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

1項

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

8条（政務活動費の請求、交付等）

20 1項

会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

9条（収支報告書）

25 1項

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書

(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

10条(政務活動費の返還)

5 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出(別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。)の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

12条(議長の調査及び透明性の確保)

10 1項

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2項

15 前項に規定する調査に資するため、会派の代表者及びその所属議員は、第9条の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない。

別表(2条関係)

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

※研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費及び事務費は省略。

3 石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）
 本件マニュアルは、県議会が平成25年4月に作成したものであり、以下のよ
 うな定めがある。

5 (1) 議員は、政務活動費の支出について、同議会議長に対し、政務活動報告書、
 領収書・支出証明書、県外政務活動結果報告、海外政務活動結果報告の各写し
 を収支報告書と共に提出する書類として提出しなければならない。上記領収書
 は、あて名（原則として議員本人名）、金額、発行（受領）年月日、発行者（受
 領者）、発行者印（レシートを除く。）、内容（領収書ただし書に記載を求め
 るもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付。レシート等の場合で内容が
 10 記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。）が記載事
 項とされ、紙面の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書
 を併せて添付し、内容を明らかにすることが求められている。領収書の添付を
 原則とするが、①運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）、②
 その他（預金口座引き落としによる支出等。預金口座引き落としにより支払が
 15 なされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写しの添付を要する。）
 の支出については、例外的に支出証明書による報告が可能であるとしている。

(2) 調査研究費（抜粋）

支出費目	内容	政務活動費の充当
交通費	J R, 私鉄, バス, 地下鉄, 航空機, 船舶, タクシー等, レンタカー, 高速道路等利用 料, 駐車料金	実費を充当できる。
	自家用車利用経費（ガソリン 代）	走行距離で積算する場合, 1 km 当 たり 37 円。
宿泊料	1 泊 2 食, 冷暖房費, サービ	実費とし, 費用弁償の額を上限と

(国内)	ス料, 消費税など	する。甲地（東京都23区内, 大阪市, 名古屋市, 横浜市, 京都市, 神戸市等の大都市）は1万4800円, 乙地（甲地以外の地域）は1万3300円。
通信運搬費	文書通信費（郵便料等）	実費。
会費等	会費についての考え方については, 後記「会費として支出するのに適しない例」を参照	実費（ただし, 懇談を伴う場合は5000円以内）。政務活動費判断基準では, 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動にかなうものであるかがまず基準になるとされている。
食糧費	会食代, 飲食代, 茶菓代, 弁当代（調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある。）	実費（懇親会経費は1人当たり5000円以内）。政務活動費判断基準では, 飲酒を伴う会合への参加に要する経費については, 社会通念上妥当なものであると認められることを前提としたうえで, 政務活動としての会議との一体性・関連性が必要であるとしている。
	茶菓子等（議員主催の会議等での茶菓提供, 調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある。）	実費（1人当たり1000円以内）。

(3) 広聴広報費（抜粋）

支出費目	内容	政務活動費の充当
交通費，印刷製本費，通信運搬費等	(2)に挙げたもののほか，インターネット接続料，ホームページのプロバイダ利用料	(2)の基準に同じ。
委託料	業務委託料	
消耗品費	事務用消耗品，看板製作代	

(4) 資料購入費（抜粋）

支出費目	内容	政務活動費の充当
書籍購入費	専門図書，DVD，CD-R OM	実費。

(5) 事務費（抜粋）

支出費目	内容	政務活動費の充当
消耗品費	事務用消耗品	実費。
備品費	パソコン・コピー機等の事務用機器，電話・FAX等の通信機器	実費（取得価格1件10万円以内のもの。）。 ※パソコンは15万円以内 ※コピー機は按分とし，1/2以内，かつ30万円を上限とする。

(6) 人件費（抜粋）

支出費目	内容	政務活動費の充当
人件費	政務活動補助職員に対する給与，賃金，手当，社会保険料（勤務実態があること。雇用実態を明らかにする雇用	実費。按分の場合，議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内。議員が雇用する場合，常勤職員は1名に限り充当可能。政

	<p>契約書，勤務実績表，給与支払簿等を備えることが必要。源泉徴収票が提出されている，支払が客観的に確認できる，雇用保険等雇用主の義務が発生する手続が行われている等が必要。）</p>	<p>務活動費判断基準では，政務活動に資するための人件費であるとしている。</p>
--	---	---

(7) 政務活動費を充当するのに適しない例（全国議長会の考え方）として，以下の支出を挙げている（抜粋）。

ア 政党活動への支出

具体例として，党大会への出席，県連（政党等）活動，政党構成員として招待された式典・会合への出席，政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送等の経費，政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む。），党大会賛助金，党大会参加費，党大会参加旅費等，政党の役員経費等政党の経費。

イ 選挙活動への支出

10 具体例として，衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動・選挙ビラ作成，上記以外の選挙関係に係る経費，選挙活動費。

ウ 後援会活動への支出

15 具体例として，後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送等の経費，後援会活動としての報告会等の開催経費。

エ 私的経費への支出

具体例として，団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典・会合への出席，慶弔餞別費等，冠婚葬祭などの出席，宗教活動，私的用途による観光・レクリエーション・旅行，親睦会・レ

クリエーション等への参加のための経費

オ 会費として支出するのに適しない例

5 団体の活動が政務活動に寄与しない場合の年会費・月会費，個人の立場で加入している団体などに対する会費等，政党本来の活動にともなう党大会・党費・党大会賛助金等，議会内の親睦団体の会費，他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費，飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

(別紙)

違法支出額一覧

議員氏名	原告主張の違法支出額 (円)
富瀬 永	1,413,265
不破大仁	2,500,095
井出敏明	878,133
稲村建男	1,800,000
向出 勉	1,800,000

別表 1

富瀬永議員 の 調査研究費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 5月14日	領収書	1,059	529	529
2	平成27年 6月13日	領収書	5,000	5,000	5,000
3	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
4	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
5	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
6	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
7	平成27年 6月19日	領収書	10,000	10,000	0
8	平成27年 6月27日	領収書	5,000	5,000	5,000
9	平成27年 7月16日	領収書	5,000	5,000	5,000
10	平成27年 7月21日	領収書	10,000	10,000	0
11	平成27年 7月21日	領収書	10,000	10,000	0
12	平成27年 7月31日	駐車券	450	450	450
13	平成27年 8月 5日	領収証	9,800	9,800	9,800
14	平成27年 8月 7日	領収証書	3,128	2,997	2,997
15	平成27年 8月20日	駐車券(領収書)	2,300	2,300	2,300
16	平成27年 8月24日	領収書	5,000	5,000	5,000
17	平成27年 9月 4日	領収書	2,137	1,068	1,068
18	平成27年 9月 9日	領収証書	10,250	10,250	10,250
19	平成27年10月 9日	領収書	5,000	5,000	5,000
20	平成27年10月16日	領収証書	158,096	158,096	158,096
21	平成27年10月21日	領収書	10,000	10,000	10,000
22	平成27年10月21日	領収書	10,000	5,000	5,000
23	平成27年10月27日	領収証	45,384	45,384	0
24	平成27年10月31日	領収書	2,400	2,400	0
25	平成27年11月 3日	領収証	41,000	41,000	0
26	平成27年11月 4日	領収証	30,000	30,000	0
27	平成27年11月 4日	駐車券(領収書)	1,000	1,000	0
28	平成27年11月13日	領収証書	11,592	11,592	11,592
29	平成27年11月16日	領収証	8,700	8,700	0
30	平成27年11月17日	駐車券(領収書)	1,000	1,000	0
31	平成27年11月25日	領収証	14,454	5,000	5,000
32	平成27年11月27日	領収書	1,000	1,000	1,000
33	平成27年11月27日	領収書	6,000	5,000	5,000
34	平成27年12月19日	領収書	900	900	900
35	平成27年12月21日	領収書	3,000	3,000	3,000
36	平成27年12月21日	領収書	3,000	3,000	3,000
37	平成28年1月13日	領収証書	167,690	167,690	167,690
38	平成28年2月4日	領収証	28,960	28,960	0
39	平成28年2月4日	領収書	13,000	13,000	0
40	平成28年2月4日	駐車券(領収書)	1,000	1,000	0
41	平成28年2月8日	いちご会九州視察会計報告	97,814	97,814	97,814
42	平成28年2月25日	領収書	5,000	5,000	5,000
43	平成28年3月4日	領収書	205,000	205,000	205,000
44	平成28年3月18日	領収書	32,000	32,000	0
45	平成28年3月18日	領収書	11,000	11,000	0
46	平成28年3月18日	領収書	5,500	5,500	0
47	平成28年3月18日	領収書	5,500	5,500	0
48	平成28年3月22日	振替払込請求書兼受領証	5,000	5,000	5,000
				1,003,930	747,486

※ 41番 : 「訴えの変更申出書(2)」にて増額変更

別表 2

不破大仁議員 の 調査研究費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 4月22日	ご利用明細票	10,000	10,000	10,000
2	平成27年 5月 8日	ご利用代金明細書	13,910	13,910	13,910
3	平成27年 5月 8日	ご利用代金明細書	12,510	12,510	12,510
4	平成27年 5月15日	領収書	6,300	6,300	6,300
5	平成27年 5月21日	ご利用明細票	3,000	3,000	3,000
6	平成27年 5月25日	ご利用明細票	7,000	7,000	7,000
7	平成27年 5月25日	ご利用明細	10,216	10,216	10,216
8	平成27年 5月30日	領収証	10,000	10,000	10,000
9	平成27年 6月 1日	ご利用代金明細書	13,910	13,910	13,910
10	平成27年 6月 1日	ご利用代金明細書	12,700	12,700	12,700
11	平成27年 6月 2日	領収書	22,480	22,480	22,480
12	平成27年 6月 2日	領収証	5,346	1,336	1,336
13	平成27年 6月 3日	領収証	5,000	5,000	5,000
14	平成27年 6月 4日	入館券	400	400	400
15	平成27年 6月 4日	領収証	7,850	7,850	7,850
16	平成27年 6月14日	領収証	7,000	7,000	7,000
17	平成27年 6月19日	領収書	6,000	6,000	6,000
18	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
19	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
20	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
21	平成27年 6月19日	領収書	3,000	3,000	3,000
22	平成27年 6月19日	領収書	10,000	10,000	0
23	平成27年 6月24日	ご利用明細票	20,000	20,000	20,000
24	平成27年 7月21日	領収書	10,000	10,000	0
25	平成27年 7月21日	領収書	10,000	10,000	0
26	平成27年 7月29日	領収書	26,800	26,800	26,800
27	平成27年 8月 6日	ご利用明細	30,432	30,432	30,432
28	平成27年 8月17日	領収証	4,520	4,520	4,520
29	平成27年 8月19日	領収証	5,000	5,000	5,000
30	平成27年 9月 6日	領収書	17,620	17,620	17,620
31	平成27年 9月10日	カード引落明細書	10,000	10,000	10,000
32	平成27年 9月10日	カード引落明細書	50,000	50,000	50,000
33	平成27年 9月25日	政務活動費支出証明書	550	550	550
34	平成27年 9月25日	政務活動費支出証明書	550	550	550
35	平成27年 9月25日	領収証	341,200	272,960	272,960
36	平成27年 9月26日	領収書	780	780	780
37	平成27年 9月26日	領収書	3,090	3,090	3,090
38	平成27年 9月26日	領収書	2,100	2,100	2,100
39	平成27年10月21日	領収書	10,000	10,000	10,000
40	平成27年10月21日	領収書	3,000	3,000	3,000
41	平成27年11月5日	領収書	5,500	5,000	5,000
42	平成27年11月10日	カード引落明細書	9,720	9,720	9,720
43	平成27年11月27日	領収書	3,000	3,000	3,000
44	平成27年12月16日	領収書	2,000	2,000	2,000
45	平成27年12月18日	領収書	5,000	5,000	0
46	平成27年12月21日	領収書	3,000	3,000	3,000
47	平成27年12月21日	領収書	3,000	3,000	3,000
48	平成28年 1月18日	振込振替(状況照会)	30,000	30,000	30,000
49	平成28年 1月20日	ご利用明細票	6,000	5,000	5,000
50	平成28年 1月21日	領収書	6,000	5,000	5,000
51	平成28年 1月22日	領収証	3,990	1,995	1,995
52	平成28年 1月26日	領収証	18,270	3,270	3,270
53	平成28年 2月 6日	領収書	3,000	3,000	3,000
54	平成28年 2月17日	振込振替(状況照会)	15,000	15,000	15,000
55	平成28年 2月19日	領収証	5,000	5,000	5,000
56	平成28年 2月20日	領収書	3,500	3,500	3,500
57	平成28年 2月20日	領収証	1,500	1,500	1,500
58	平成28年 2月26日	領収書	10,000	10,000	10,000
59	平成28年 3月 1日	きんつば 中田屋	2,916	2,916	2,916
60	平成28年 3月 1日	領収書	6,570	6,570	6,570

61	平成28年 3月 1日	政務活動費支出証明書	20,610	20,610	20,610
62	平成28年 3月16日	振込振替(状況照会)	10,000	10,000	10,000
63	平成28年 3月16日	振込振替(状況照会)	7,000	7,000	7,000
64	平成28年 3月16日	振込振替(状況照会)	15,000	15,000	15,000
65	平成28年 3月18日	領収書	12,000	12,000	0
66	平成28年 3月18日	領収書	6,000	6,000	0
67	平成28年 3月18日	領収書	6,000	6,000	0
68	平成28年 3月18日	領収書	36,000	36,000	0
69	平成28年 3月25日	領収書	120,000	120,000	120,000
				1,005,095	910,095

別表 3

富瀬永議員の広聴広報費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 7月17日	領収証書	143,336	137,363	65,695
2	平成27年 7月21日	領収証	264,600	253,575	121,275
3	平成27年10月16日	領収証	244,080	244,080	122,040
4	平成27年11月 6日	引換金受領証	84,400	42,200	0
5	平成27年11月 7日	領収書	2,545	1,272	0
6	平成27年11月16日	領収証	118,800	118,800	59,400
7	平成27年12月 4日	領収証書	11,398	11,398	5,699
8	平成28年 1月15日	領収証	307,260	307,260	153,630
9	平成28年 2月29日	領収書	11,480	11,480	5,740
10	平成28年 3月30日	領収証	264,600	264,600	132,300
				1,392,028	665,779

※ 2番 & 3番 : 「訴えの変更申出書訂正書」にて増額変更

別表 4

井出敏朗議員 の 広聴広報費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 8月28日	振替払込金受領証・振替受付票	80,010	40,005	40,005
2	平成27年11月16日	領収証	12,800	12,800	12,800
3	平成28年 2月15日	領収書	6,231	5,192	5,192
4	平成28年 3月 9日	領収書	277,200	242,550	103,950
5	平成28年 3月10日	領収書	129,360	113,190	48,510
6	平成28年 3月11日	領収書	73,920	64,680	27,720
7	平成28年 3月12日	領収書	44,429	38,875	16,661
8	平成28年 3月23日	領収証	907,200	793,800	340,200
9	平成28年 3月23日	領収証	754,920	660,555	283,095
				1,971,647	878,133

別表 5

稲村建男議員 の 人件費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 4月13日	領収証	300,000	150,000	150,000
2	平成27年 5月11日	領収証	300,000	150,000	150,000
3	平成27年 6月10日	領収証	300,000	150,000	150,000
4	平成27年 7月10日	領収証	300,000	150,000	150,000
5	平成27年 8月19日	領収証	300,000	150,000	150,000
6	平成27年 9月12日	領収証	300,000	150,000	150,000
7	平成27年10月15日	領収証	300,000	150,000	150,000
8	平成27年11月 7日	領収証	300,000	150,000	150,000
9	平成27年12月16日	領収証	300,000	150,000	150,000
10	平成28年 1月 8日	領収証	300,000	150,000	150,000
11	平成28年 2月12日	領収証	300,000	150,000	150,000
12	平成28年 3月10日	領収証	300,000	150,000	150,000
				1,800,000	1,800,000

別表 6

向出 勉 議員 の 人件費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 4月 3日	領収証	329,610	150,000	150,000
2	平成27年 5月 1日	領収証	329,610	150,000	150,000
3	平成27年 6月 5日	領収証	329,610	150,000	150,000
4	平成27年 7月 3日	領収証	329,610	150,000	150,000
5	平成27年 8月 5日	領収証	329,610	150,000	150,000
6	平成27年 9月 4日	領収証	329,610	150,000	150,000
7	平成27年10月5日	領収証	329,610	150,000	150,000
8	平成27年11月 5日	領収証	329,610	150,000	150,000
9	平成27年12月4日	領収証	329,610	150,000	150,000
10	平成27年12月28日	領収証	329,610	150,000	150,000
11	平成28年 2月 5日	領収証	329,610	150,000	150,000
12	平成28年 3月 4日	領収証	329,610	150,000	150,000
				1,800,000	1,800,000

別表 7

不破大仁議員 の 人件費支出

	支出年月日	支出を証する書面	支出金額(円)	充当金額(円)	違法支出額(円)
1	平成27年 4月30日	領収証	260,000	130,000	130,000
2	平成27年 4月30日	領収証	5,000	2,500	2,500
3	平成27年 5月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
4	平成27年 5月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
5	平成27年 6月30日	領収証	260,000	130,000	130,000
6	平成27年 6月30日	領収証	5,000	2,500	2,500
7	平成27年 7月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
8	平成27年 7月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
9	平成27年 8月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
10	平成27年 8月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
11	平成27年 9月30日	領収証	260,000	130,000	130,000
12	平成27年 9月30日	領収証	5,000	2,500	2,500
13	平成27年10月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
14	平成27年10月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
15	平成27年11月30日	領収証	260,000	130,000	130,000
16	平成27年11月30日	領収証	5,000	2,500	2,500
17	平成27年12月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
18	平成27年12月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
19	平成28年 1月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
20	平成28年 1月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
21	平成28年 2月29日	領収証	260,000	130,000	130,000
22	平成28年 2月29日	領収証	5,000	2,500	2,500
23	平成28年 3月31日	領収証	260,000	130,000	130,000
24	平成28年 3月31日	領収証	5,000	2,500	2,500
				1,590,000	1,590,000

(別紙) H 2 9 行ウ 2 調査研究費に関する主張整理表

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
別紙1-2	JAM北陸研修会・懇親会参加費 (甲9の2,乙2,3,5,8)	5000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないから石川県の事務に関する調査研究であると認められないし、被告が提出した乙第23号証に記載されている2016年参議院選挙のJAM方針の講演を主目的とする会合は議員の政治活動であること等を裏付ける資料であるゆえに政務活動費を充当することはできない。 また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所で懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。	JAM北陸研修会は、「ホテル金沢」にて、平成27年6月13日午後3時から行われ、労働者に関わる法改正等についての研修が行われ、労働行政についての情報収集等を行った。 同日午後5時30分から、研修会に引き続き、[ホテル金沢]にて懇親会が行われ、食事をとりながら参加者と交流し、労働行政について情報収集・意見交換等を行った。
8	連合石川地方議員懇談会総会・政策交流会参加費 (甲9の7,乙5,8)	5000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、被告が主張する情報収集は立証されていないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所で懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。	連合石川地方議員懇談会総会は、「金沢都ホテル」にて、平成27年6月27日午後3時から行われ、労働行政についての情報収集等を行った。 同日午後5時から、総会に引き続き、[金沢都ホテル]にて政策交流会が行われ、食事をとりながら参加者と交流し、労働行政について情報収集・意見交換等を行った。
16	議員懇談会会議費 (甲9の1,3,乙2,4,5,8)	5000	政務活動に要する経費となる労働行政に係る情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、懇談会・懇親会の食事をとりながらの労働行政に係る情報収集は、石川県議会議員が常務議員1名で他の6名が基礎的な地方自治体である市町の議会議員であることから各5分程度の市町議員の報告では広域にわたる労働行政に係る報告が行われたとは考え難いゆえに広域にわたる事務を対象とする石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所で懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。	議員懇談会は、「ITビジネスプラザ武蔵」にて、平成27年8月24日午後5時30分から行われ、労働行政についての情報収集・意見交換等を行った。 同日午後7時から、議員懇談会に引き続き、同じ建物内にある「ANAホリデイイン金沢スカイ」にて懇親会が行われ、食事をとりながら参加者と交流し、労働行政について情報収集・意見交換等を行った。
19	自治体要請議員団懇談会費 (甲9の1,6,乙2,5,5,8)	5000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、被告提出の乙第25号証は各事業団体の要請内容が労働行政に係る情報に記載されていないゆえに、労働行政に係る石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所で懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。	自治体要請議員団懇談会は、「ANAホリデイイン金沢スカイ」にて、平成27年10月9日午後4時から行われ、労働行政についての情報収集・意見交換等を行った。 同日午後5時30分から、懇談会に引き続き、[ANAホリデイイン金沢スカイ]にて懇親会が行われ、食事をとりながら参加者と交流し、労働行政について情報収集・意見交換等を行った。

常務議員

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
22	全羅北道議会議長訪問団歓迎夕食会 （甲9の19,乙26,27,28）	5000	<p>政務活動に要する経費とならぬことを証明する書面の写しを議長に提出していないし、被告が提出した乙第26号証乃至乙第28号証は、経済、観光、国際交流等の情報収集をしたと被告が主張している内容を裏付ける資料でもないゆえに、経済、観光、国際交流等の石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所での懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。</p>	<p>平成27年10月5日午後5時20分から午後5時50分まで、「KKRホテル金沢」にて、石川県議会議長と友好交流協定を締結している全羅北道議会議長訪問団と石川県議会議長との懇談会が行われた。懇談会に引き続き同会場で、同日午後6時から、全羅北道議会議長訪問団と石川県議会議長との歓迎夕食会が行われ、相互交流を通じて友好関係の発展を図り、経済、観光、国際交流など様々な分野についての情報収集・意見交換等を行った。</p> <p>韓国から来ている全羅北道議会議長関係者の限られた来日の日程の中で、多くの県議会議長が参加するため、夕食を取りながらの意見交換会としたものである。</p>
31	油野かほく市長との懇談・交流会 （甲9の21,魚料理・民宿やまじゅう）	5000	<p>政務活動に要する経費とならぬことを証明する書面の写しを議長に提出していないし、東京都及び熊本県における情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所での懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。</p>	<p>油野かほく市長との懇談会は、「民宿やまじゅう」にて、平成27年11月25日午後5時から行われ、油野かほく市長から、合併後10年を迎えたかほく市の街づくり等についての講話と意見交換がなされた。</p> <p>同日午後6時から、懇談会に引き続き、「民宿やまじゅう」にて交流会が行われ、食事を取りながら参加者と交流し、街づくり等についての情報収集・意見交換等を行った。</p> <p>懇談会・交流会の参加者は加賀市や白山市等の遠方から参加する石川県の地方議員であり、また、多忙な油野かほく市長に時間を取ってもらうための日程調整の結果として、油野かほく市長の地元で、かつ、宿泊ができる場所ということで、民宿やまじゅうが選ばれた。</p>
33	第47回食とみどり、みずを守る全国集会交流会費 （甲9の23,乙29）	5000	<p>政務活動に要する経費とならぬことを証明する書面の写しを議長に提出していないし、被告が提出した乙第29号証は平和フォーラムであること等を裏付けている資料であるから、当該集会における情報収集は、地域における事務ではないし、法律又はこれに基づき政令により処置することとされる事務に関する調査研究ではないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所での懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。</p>	<p>平成27年11月27日、金沢の「地場産業振興センター」にて、食とみどり・水を守る全国集会が開かれた。全体シンポジウムや5つの分科会、フィールドワークなどの内容が2日間にわたって展開され、食の安全やTPPをめぐる状況、森林や水を中心とした環境問題の現状等について情報収集や意見交換を行った。</p> <p>当該支出は、「第47回 食とみどり、みずを守る全国集会交流会」の参加費である。</p>

	原告の主張	被告の主張
41	<p>内容</p> <p>いちご会九州視察 (甲9の28,乙30,31,32,33)</p> <p>97814</p>	<p>「いちご会」とは、2015年の県議選で初当選した8名の県議会議員で構成する会であり、党派を超えて互いに切磋琢磨し、政策研修や県内外調査などを行っている。</p> <p>マイナバン・勉強会は、平成28年2月8日午後7時40分頃に羽田空港に到着した後、午後8時頃から宿泊ホテルの近くの飲食店「美味門」にて行われ、ネットワークやIT事業を営むの株式会社オフィス24（従業員数587名）から民間企業のマイナバン・安全管理についての研修を受けた。勉強会に引き続き、同じ場所にて、懇親会が行われた。</p> <p>同月9日の朝に羽田空港を出発し、午前11時42分に鹿児島空港に到着し、その後、熊本県内の視察を行った。</p> <p>熊本県議、特定郵便局長らとの意見交換会・懇親会は、平成28年2月9日午後6時から、旅館「清流山水花あゆの里」にて行われた。</p> <p>参加者は、当日の調査に参加した熊本県の県議会議員と郵便局長であり、参加者と食事を取りながら、当日の熊本視察の内容を踏まえて、地産地消による町おこしの取組、日本遺産認定に至る経緯と認定を活用した観光推進施策・文化保存施策、これらの施策に関する熊本県ならびに県議会としての取組等について意見交換した。</p> <p>県外視察の限られた日程の中で、多忙な熊本県議や特定郵便局長らとの意見交換の機会を設けるため、夕食を取りながらの意見交換とした。</p>
43	<p>台湾視察費 (甲9の30,乙14,20の2)</p> <p>205000</p>	<p>台湾地震や日台の文化交流について調査し、日台の交流、観光行政等に関する情報収集を行った。</p>
別紙2-13	<p>軽井沢ボンジュール (甲10の9,乙34,38,59)</p> <p>5000</p>	<p>不破議員は、平成27年6月3日及び同日4日、長野県に視察で訪問していたところ、平成27年6月3日午後7時頃から午後9時頃まで、長野県のレストラン「軽井沢ボンジュール」にて、有料道路を運営する「株式会社白糸ハイランドウェイ」や当該有料道路の舗装等を担当する「株式会社ガイアート」等の関係者と懇談会を行った。</p> <p>懇談会では、軽井沢における有料道路のインフラ整備や観光行政に関する意見交換・情報収集を行った。</p> <p>不破議員は長野県に視察訪問中の限られた日程の中で、現地でしか得られない情報を収集するため、白糸ハイランドウェイの関係者との日程調整の結果、食事をしながらの懇談会とした。</p> <p>後日、不破議員は、軽井沢での視察を踏まえて、石川県議会にて質問を行っている。</p>

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
41	「懇談会」参加費 (甲10の28)	5000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、被告が主張している今後のものづくりについての意見交換・情報収集をしたことを裏付ける資料も提出していないゆえに、懇談会参加費は政務活動に要する経費の調査研究費ではない。</p> <p>また、被告は、具体的な調査研究の内容及び当該時間帯・場所での当該懇談会の時間帯・場所と当該勉強会・意見交換会との接着性及び当該時間帯・場所での懇談会を行わなければならない必要性について、主張立証していないだけでなく、調査研究を行う場所として飲食店「きのや」は適切な場所ではない。</p>	<p>平成27年11月5日午後7時頃から午後9時頃まで、金沢の飲食店「きのや」にて、石川県内の製造業関係者や石川県商工労働部産業政策課の職員等が参加して、今後ものものづくりについての意見交換・情報収集を行った。</p> <p>多様な不破議員、製造業関係者、石川県職員が集まるための日程調整の結果、夕食を取りながらの意見交換会としたものである。</p>
43	総会及び懇親会 (甲10の30,乙59)	3000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県の事務は基礎的な地方公共団体である市町村の事務が含まれないゆえに一部の金沢市議会議員の主張である同市における次世代型路面電車システム導入に同意する同市民からの情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>それゆえ、乙第59号証の石川県議会における質疑の石川県当局の答弁内容をみればわかるように、石川県の事務ではないゆえに、金沢市の事務とすることを求めるLRT問題について答弁していない。したがって、LRTでつなぐ会の総会・懇親会への参加は政務活動に要する経費ではない。</p>	<p>平成27年11月27日午後7時から午後8時30分頃まで、金沢のライブハウス「ミリオンシティ」において、LRT(次世代型路面電車システム)をつなぐ会の総会及び懇親会が行われた。懇親会は、総会に引き続いて、同じ場所で行われた。</p> <p>LRTをつなぐ会は、街の魅力向上、中心市街地活性化などを目的として金沢市におけるLRTの早期実現を目指す団体であり、総会・懇親会に参加することにより、次世代型路面電車システムに関する意見交換・情報収集を行った。</p> <p>後日、不破議員は、金沢市内の公共交通機関について石川県議会にて質問を行っている。</p>
44	Co-café懇親会参加費 (甲10の31,乙35)	2000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、政務活動費の調査研究は石川県の事務を対象とした調査研究であることを証する書面の提出を求めているが被告は当該書面を提出していないゆえに抽象的に主張している石川県内のI Tを通じて地域活性化についての情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、当該懇親会の時間帯・場所と調査研究との接着性及び当該時間帯・場所での懇親会を行わなければならない必要性について、主張立証していない。</p>	<p>Co-caféは異業種交流会であり、ISICO、北陸先端大学、I T関係者が多く参加しており、時期のトピックに関するミニセミナーの後、意見交換会が行われている。</p> <p>不破議員は、平成27年12月16日午後7時から午後7時40分頃まで金沢駅の「カフェ・アルコ」で開催されたCo-caféに参加して、石川県内のI Tを通じて地域活性化について情報収集した。</p>
49	金沢・南砺ゆかりの集い (甲10の35,乙36,59)	5000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、被告主張内容を裏付ける資料も被告は提出していないだけでなく、基礎的な地方公共団体である南砺市及び金沢市の歴史や今後の展望についての情報収集は、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、当該懇談会の目的、活動実績、県政との関連、会費の用途等について、主張立証していない。</p> <p>なお、石川県議会における常田功二土木部長の回答によれば、金沢湯涌福光線の整備については早急な合意形成が難しい状況となっているところ、このような石川県の立場を知ることなく行われた情報収集・意見交換は政務活動とは言えない。</p>	<p>金沢・南砺ゆかりの集いは、平成28年2月11日、「金沢エクセルホテル東急」にて、金沢・南砺ゆかりの集いが行われ、不破議員は、同集いに参加して、金沢と南砺市の現状や課題について情報収集・意見交換を行った。</p> <p>後日、不破議員は、南砺市との関係について石川県議会にて質問を行っている。</p>

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
不破議員	<p>勉強会会場及び食事代 55 (甲10の41, ANAクラウンプラザホテル)</p> <p>57 (甲10の43, 金沢寿司割烹 魚匠庵乙59)</p>	5000 1500	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県の議員の政務活動費の調査研究費は石川県の事務を対象とした議員が実施する調査研究であるところ、石川県の来年度の予算に8名の石川県議会議員の議員活動であるゆえに、石川県の来年度の予算に8名の石川県議会議員の議員活動に関する調査研究は認められない。また、被告は、ANAクラウンプラザホテルは、調査研究にとつて適切な場所ではなく、当該時間帯・場所を食事と取りながら勉強会を行わなければならない必要性がない。</p> <p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないゆえに金沢寿司割烹 魚匠庵への飲食代としての支出は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められないし、被告は調査研究の内容、当該勉強会の時間帯・場所と調査研究との接合性や、飲食を行わなければならない必要性について主張立証していない。</p> <p>石川県議会における質疑によれば、石川県では産業用ヘンプは存在しておらず、産業用ヘンプは石川県の事務ではないのであるから、産業用ヘンプに関する情報収集は政務活動ではない。</p>	<p>平成28年2月20日午後0時から午後2時まで、金沢の飲食店「魚匠庵」において、NPO法人ナチチュラピレレッジの金主催のヘンプ(麻)に関する勉強会が行われ、不破議員は同勉強会に参加することにより、産業用ヘンプについての情報収集を行った。後日、不破議員は、ヘンプについて、石川県議会において質問をしている。</p>
交通費・宿泊費について				
雷澤議員	<p>別紙1-13 宿泊券 (甲9の10,乙37,47)</p>	9800	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされぬに石川県のアンテナショップの販売商品の視察及び移住相談等に関する経緯調査は、石川県の行政内容を監督する議員活動であるから、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、アンテナショップ訪問の必要性や県政との関連性、宿泊の必要性について主張立証していない。</p>	<p>平成27年8月19日午後3時頃から午後4時30分頃まで、東京の石川県のアンテナショップの視察を行った。アンテナショップの現状を把握し、アンテナショップの今後の運営について調査するための視察である。</p> <p>翌日、東京で新人議員研修会が行われるため、アンテナショップ視察の後、宿泊が必要であった。</p>
	<p>別紙2-2, 3 龍馬プロジェクト全国会視察旅費 (甲10の2,乙38,39)</p>	13910 12510	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、龍馬プロジェクト全国会が企画した視察時の新豊島区役所建設の経緯と新豊島区役所の運営等の情報収集は、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされぬに石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>龍馬プロジェクトとは、党派を超えて、全国各地の若手政治家や政治家志望者で構成されるものであり、各種視察や勉強会が行われている。</p> <p>平成27年5月15日午後5時頃から午後9時頃まで、龍馬プロジェクト全国会視察が行われた。不破議員は、同日新幹線で東京に移動し、翌日の朝に金沢に新幹線で戻った。</p> <p>龍馬プロジェクト全国会視察では、豊島区の新庁舎を視察して、新庁舎建設の経緯等を聴取し、県内の政策検討のための情報収集を行った。視察費用は交通費の実費であり、その他の視察費用は、龍馬プロジェクトの年会費から支出されているものである。</p>

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
不審議員	龍馬プロジェクト全国会 9, 10 総会交通費 (甲10の7,乙38,39)	13910 12700	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、龍馬プロジェクト全国会総会等における情報収集は、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>平成27年6月13日から14日の2日間にわたり、東京都内において龍馬プロジェクト全国会総会が行われ、13日午後1時から午後5時30分にYRイベントホールにて馬上翁円窓氏の講演、また翌14日の午前11時30分から午後0時30分には、アットビジネスセンター東京駅前において、鈴木英敏三重県知事と長野泰敏副知事との対談が行われた。</p> <p>不審議員は、龍馬プロジェクト全国会総会に参加することにより、地方行政についての情報収集を行った。</p>
16	龍馬プロジェクト全国会第六回総会参加費 (甲10の12,乙38,39)	7000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、龍馬プロジェクト全国会参加による地方行政の情報収集は、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、龍馬プロジェクト全国会総会参加等ができることを同年会費支出の理由と主張するだけで、同会の年会費が政務活動に必要な経費であることの立証をしていない。</p>	
23	リョウマプロジェクト ゼンコクカイ (甲10の16,乙40)	20000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、龍馬プロジェクト全国会総会参加による社会に対する各種政策の立案及びその発信並びに人材の育成に関する事業は、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、龍馬プロジェクト全国会総会等の参加で石川「県内の政策検討のための情報収集を行った」ことについて立証していない。</p>	<p>龍馬プロジェクトの年会費を支払うことによって、龍馬プロジェクトが企画する視察や研修会等に参加できるようになる。</p> <p>不審議員は、龍馬プロジェクトの年会費を支払うことによって、豊島区新庁舎の視察や総会等に参加することが出来るようになり、県内の政策検討のための情報収集等を行った。</p>
28	へぐら航路乗船料 (甲10の19)	4520	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、被告が主張している具体的な視察内容を裏付ける資料についても被告は提出していないゆえに、へぐら航路乗船料は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>不審議員は石川県船倉島の診療所、浄水所等を視察して、船倉島の医療環境や浄水施設の状況について情報収集を行ったのであり、船倉島に渡航するためには乗船料が必要である。</p>

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
不破議員	八戸ポータルミュージアムはっち視察 33, 34 旅費 (甲10の2,3,乙4,1,4,2,4,3)	550 550	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、人通り増に寄与する中心市街地活性化施設の視察は中心市街地活性化政策を必要とする基礎的な地方公共団体である当該市の中心市街地地域における事務であって、当該視察はその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、基礎的な地方公共団体ではない石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>平成27年9月26日、「八戸ポータルミュージアムはっち」を視察した。「八戸ポータルミュージアムはっち」は、年間約100万人が利用し、人通り増加に寄与する中心市街地活性化の成功事例として知られており、石川県内の中心市街地活性化政策の参考とするために視察を行った。</p>
61	アゼルバイジャン大使館訪問 (甲10の4,5,乙1,5,4,1,5,9)	20610	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないだけでなく、アゼルバイジャンの現状や今後の展開や交流についての調査を目的とする被告が主張する同大使館訪問は、当該被告主張を裏付ける資料についても被告は提出していないし、当該調査が広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p> <p>なお、被告提出の乙第59号証に記載されている不破議員の質問内容は、アゼルバイジャン大使館訪問を踏まえた質問であると評価することができないゆえに、同議員が実施した調査研究を裏付ける資料ではない。</p>	<p>平成28年3月1日、不破議員は、新幹線で、日帰り、アゼルバイジャン大使館を訪問した。アゼルバイジャンから貨物便が小松空港に就航することとなったため、アゼルバイジャンの現状や今後の展開や交流について調査するためにアゼルバイジャン大使館を訪問したものである。</p> <p>後日、不破議員は、アゼルバイジャン大使館訪問を踏まえて、石川県議会にて質問を行っている。</p>
別紙2-4	東口池袋ロイヤルホテル室料 (甲10の3,乙3,3,8)	6300	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、豊島区新庁舎の視察の際の東口池袋ロイヤルホテル宿泊料であると被告は説明しているが、当該視察が広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに石川県の事務に関する調査研究であるとは認められないから、当該ホテル宿泊料の政務活動費支出は認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>龍馬プロジェクト全国会議視察にて豊島区新庁舎を視察した際の宿泊費である。</p> <p>豊島区新庁舎の視察は、午後5時から午後9時頃まで行われたため、宿泊したものである。</p>
11, 30, 60	JR乗車券類			

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
11	6月2日分(甲10の8,乙3,4,3,8,5,9)	22,480 10,000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、藤井沢町での懇談・協議・意見交換・情報収集は、地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められないため、JR乗車券購入費用は条例で定める調査研究費の内容に該当していない。</p> <p>また、不破議員の視察内容は、白山白川郷ホワイトロードと有料道路の条件が異なる、白糸ハイランドウェイを視察対象とするものであるから、調査研究費として充当支出できる視察ではない。</p>	<p>不破議員は、軽井沢町軽井沢観光協会を訪問し、藤巻町長や土屋観光協会会長と懇談し、北陸新幹線開業後の石川県や金沢市との都市間連携や観光について協議し、石川県内の都市間連携や観光行政について意見交換・情報収集を行った。</p> <p>後日、不破議員は、藤井沢での視察を踏まえて、石川県議会にて質問を行っている。</p>
30	9月6日分(甲10の2,1,乙4,1,4,2,4,3)	17,620	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県内の中心市街地活性化政策の参考とする情報収集は、広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められないため、JR乗車券購入費用は条例で定める調査研究費の内容に該当していない。</p>	<p>平成27年9月26日、「八戸ポータルミュージアムはっち」を視察した。</p> <p>「八戸ポータルミュージアムはっち」は、年間約100万人が利用し、人通り増加に寄与する中心市街地活性化の成功事例として知られており、石川県内の中心市街地活性化政策の参考とするために視察を行った。</p>
60	3月1日分(甲10の4,5,乙4,1,5,9)	6,570	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、アゼルバイジャン大使館訪問は、広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められないため、JR乗車券購入費用は条例で定める調査研究費の内容に該当していない。</p> <p>また、不破議員がアゼルバイジャン大使館の視察を行ったのであれば、その訪問を踏まえた政策提言が行われるべきであるが、乙59を見る限り、内容の乏しい質問しかしておらず、当該調査を真付けるものとはなっていない。</p>	<p>平成28年3月1日、不破議員は、新幹線で、日帰りで、アゼルバイジャン大使館を訪問した。アゼルバイジャンから貨物便が小松空港に就航することとなったため、アゼルバイジャンの現状や今後の展開や交流について調査するためにアゼルバイジャン大使館を訪問したものである。</p> <p>後日、不破議員は、アゼルバイジャン大使館訪問を踏まえて、石川県議会にて質問を行っている。</p>
26	運賃および税金・料金等 (甲10の1,7,乙4,1,4,2,4,3)	26,800	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県内の中心市街地活性化政策の参考とする情報収集は、中心市街地活性化を必要とする显微的な地方公共団体である当該市の中心市街地地域の事務であるゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>平成27年9月26日、「八戸ポータルミュージアムはっち」を視察した。</p> <p>「八戸ポータルミュージアムはっち」は、年間約100万人が利用し、人通り増加に寄与する中心市街地活性化の成功事例として知られており、石川県内の中心市街地活性化政策の参考とするために視察を行った。</p>

不破議員

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
35	トラベルエー (甲10の24, 乙15, 乙44)	272960	政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、修学旅行地、海外新規路線及び民間交流促進の可能性調査は、広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務でもないゆえに、石川県に基づく政令により処理することとされる事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。	パラオ訪問、県内高等学校における修学旅行地としての可能性、新規海外路線の可能性、民間交流促進の可能性等について調査した。その内容については海外政務調査活動報告書記載のとおりである。
42	日本青年会議所全国大会八戸大会渡航 費 (甲10の29, 乙15, 乙41, 42, 43)	9720	政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本青年会議所 全国大会八戸大会 渡航費は、当該視察及び当該全国大会参加にわたる地域における事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。	「日本青年会議所全国大会八戸大会渡航費」とは、八戸での宿泊代である。不敬議員は、八戸で行われる日本青年会議所の全国大会に参加しており、同大会の渡航費としてシーガルビューホテルの宿泊代を支出した。 不敬議員は、八戸にて、「八戸ポータルミュージアムはっち」視察と日本青年会議所全国大会八戸大会に参加したため、宿泊費(9720円)の半額を政務活動費として充当した。
51	宿泊代 (甲10の37, 乙38, 乙45)	1995	政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本青年会議所主催のセミナー聴講目的の宿泊代は、当該セミナー聴講が広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務でもないゆえに、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。	平成28年1月23日、国立京都国際会館にて、日本青年会議所主催のセミナーに参加し、「実践できる防災ネットワーク拡充・強化」地域の防災減災体制について、また、「クオリティオブライフセミナー」持続可能なまちづくりについての講演が行われて、これらを聴講した。 不敬議員は、上記会合に出席するため、前日(1月22日)の夜に自動車で移動しており、宿泊した上で、1月23日の会議に参加した。

不敬議員

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
不審議員	別紙2-36 高速道路通行料金 (甲10の25, 乙15, 乙41, 42, 43)	780	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし, 「八戸ポータルミュージアムはっち」視察と日本青年会議所全国大会に参加するための日本青年会議所全国大会八戸大会 渡航費は, 当該視察及び当該全国大会参加にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づき政令により処理することとされる事務でもないゆえに石川県の事務に関する調査研究ではないから, 当該高速道路通行料金も石川県の事務に関する調査研究に要する経費ではない。</p> <p>また, 被告は, 視察の内容や必要性, 旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>「八戸ポータルミュージアムはっち」を視察して, 八戸から小松空港に戻ってきた後, 小松空港(小松インター)から金沢(金沢西インター)に移動するための高速料金である。直営料金は公共交通機関が不便で、限られた問題の中で右料金根拠を言うため、金沢インター 高速道路利用が合理的である。</p>
	37, 38 タクシー代 (甲10の25, 乙15, 22)	3090 2100	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし, 広域にわたる地域における事務でもその他の事務で法律又はこれに基づき政令により処理することとされる事務でもない八戸ポータルミュージアムはっち視察後の高速道路通行料金は石川県の事務に関する調査研究に要する経費であると認められない。</p> <p>また, 被告は, 視察の内容や必要性, 旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	乙22のとおり減額修正。
	12, 15, 34 駐車費用			
議員	別紙1-12 7月31日(甲9の9, 乙46)	450	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし, 被告が主張する「労働行政」の「意見交換・情報収集」を裏付ける資料も被告は提出していない。</p> <p>乙第46号証は, 「連合石川2015政策制度討論集会・次稿」で, 高瀬議員が第1分科会の助言者をしていただくことを裏付ける資料であるから石川県の労働行政事務に係る法律又はこれに基づき政令により処理することとされる事務に特化した分科会場ではないゆえに, 当該会場における意見交換・情報収集は石川県の事務に関する高瀬議員が実施する調査研究であると認められない。</p> <p>したがって, 金沢勤労者プラザ駐車場の駐車費用は石川県の事務に関する調査研究の経費であると認められない。</p>	<p>連合政策制度討論集会は, 毎年, 連合石川が石川県に対して行う政策・制度要請を検討するための集会であり, 労働行政についての意見交換・情報収集を行った。</p>
議員	15 8月19日(甲9の12, 乙37, 47)	2300	<p>政務活動に必要な情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし, 乙第23号証は高瀬議員の政治活動を裏付ける資料であるゆえに名鉄協働パークキング 金沢ニッパの駐車費用は石川県の事務に関する調査研究の経費であると認められない。</p> <p>また, 被告は, 視察の内容や必要性, 旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	<p>平成27年8月19日のアンテナショップの視察及び同月20日の新人議員研修会に参加するために必要となった駐車費用である。新人議員研修会は, 平成27年8月20日午後1時から午後5時まで, 全国都道府県議会議長会の主催により, 地方議会の現状と課題や地方行政についての講演が行われた。</p>

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
34 富瀬議員	12月19日(甲9の24,乙48)	900	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、保坂世田谷区長の講演会では世田谷区の子育て支援等の取り組みが報告されたのであるから基礎的な地方公共団体である世田谷区の事務であるゆえに広域にわたる地域における事務の報告ではない当該情報は、広域の事務に関する調査研究との関連性はないゆえに石川県の事務に関する調査研究ではないから、買物通り口パークキングの駐車費用も石川県の事務に関する調査研究の経費であると認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	保坂世田谷区長の講演会では、世田谷区の子育て支援等の世田谷区での各種取組に関する講演が行われた。
別紙2-12	きんつば(甲10の8,乙34,38,59)	1336	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、きんつばの購入代金は石川県の事務に関する調査研究の経費であると認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	先方の無償での調査協力に対するものとして相当なものである。
59 不確議員	さくらからおの15個(甲10の45,乙41,59)	2916	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、さくらからおの購入代金は石川県の事務に関する調査研究の経費であると認められない。</p> <p>また、被告は、視察の内容や必要性、旅費の内訳等について何ら主張立証していない。</p>	
団体への年会費				
別紙1-3	平成27年度ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費(甲9の3,乙49)	3000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟が青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。</p>	平成27年度ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費は、青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を図ることを目的とするものであり、富瀬議員は、ボーイスカウトに関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察等の費用として使われる。
4	平成27年度日中友好促進石川県議会議員連盟年会費(甲9の4,乙50)	3000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日中友好促進石川県議会議員連盟が日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。</p>	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善を目的とし、両国の永久平和に寄与することを目的として設立されたものであり、富瀬議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察等の費用として使われる。

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
富瀬議員	平成27年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲9の5,乙5.1)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本と大韓民国の相互の理解と交流拡大につとめ、両国の友好親善に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国との相互の理解と友好親善につとめ、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、富瀬議員は、日韓両国の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
富瀬議員	平成27年度日台友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲9の6,乙5.2)	3000	政務活動に要する経費となる該情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本と台湾の相互の理解と友好親善につとめ、両国を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日台友好促進石川県議会議員連盟は、日本と台湾の相互の理解と友好親善につとめ、両国を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。
9, 48	NPO法人「未来塾・大人の学び」賛助 会員年会費 (甲9の8, 3.1, 乙2.0の2,乙5.3)	5000 5000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、自ら行動する機会を創造することによって地域社会に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	NPO法人「未来塾・大人の学び」は、市民に対して、政治、経済、社会、国際関係に関する情報を提供すべく講演会の企画、開催事業を始め、有識者と質疑応答することによって、市民として必要な判断能力を育成・向上を図るとともに、自ら行動する機会を創造することによって地域社会づくりに寄与することを目的として設立されたものであり、上記目的を果たすための講演活動等を行っており、年会費を支払うことによつて、同法人が主催する講演会等に参加することができる。 富瀬議員は、県内の政策検討にあたって必要な情報を収集するため、NPO法人「未来塾・大人の学び」の年会費を支払った。
35	平成27年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲9の2.5,乙5.0)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日中友好促進石川県議会議員連盟が日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善につとめ、両国の永久平和に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善につとめ、両国の永久平和に寄与することを目的として設立されたものであり、富瀬議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
21	平成27年度石川県日韓親善協会会費 (甲9の1.8,乙5.4)	10000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県日韓親善協会が日韓両国の理解と友好親善を深めるため、韓国に関心をもつものが相次ぎ、経済・文化及びスポーツを通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓親善協会は日韓両国民の理解と友好を深めるため、経済・文化及びスポーツ等を通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的として設立されたものであり、上記目的を果たすための交流活動等を行っている。 富瀬議員は、日韓友好親善に関する情報を収集し、石川県内における国際交流の在り方についての研究調査を行うため、同協会に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
36	平成27年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲9の2,6,乙51)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本と大韓民国の相互の理解と交流拡大に努め、両国の友好親善に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の相互の理解と友好親善のため、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、富澤議員は、日韓間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
別紙2-17	平成27年度石川県私学振興議員懇話会会費 (甲10の1,3)	6000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県内の私学の振興に関して協議するための議員の団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	石川県私学振興議員懇話会は、石川県内の私学の振興に関して協議するための議員の集まりであり、不破議員は、石川県内の私学に関する教育行政についての調査研究を行うため、同懇話会の年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
18	平成27年度ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費 (甲10の1,3,乙4,9)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟が青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	平成27年度ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費は、青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を図ることを目的とするものであり、不破議員は、ボーイスカウトに関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察等の費用として使われる。
19	平成27年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲10の1,4,乙5,0)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日中友好促進石川県議会議員連盟が日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善に努め、両国の友好親善に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善のため、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、不破議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
20	平成27年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲10の1,4,乙5,1)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県日韓親善協会が日韓両国の相互の理解と友好親善を深めるため、韓国に関心をもちつもの相俟い、経済・文化及びスポーツを通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展と、ひいてはアジアの平和と安定に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の相互の理解と友好親善のため、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、不破議員は、日韓間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
21	平成27年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費 (甲10の1,5,乙5,2)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日本と台湾の相互の理解と友好親善につとめることを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日台友好促進石川県議会議員連盟は、日本と台湾の相互の理解と友好親善のため、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、不破議員は、日台間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。

不破議員

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
32	JCI世界会議金沢大会 大会登録料 (甲10の22,乙5.5,9)	50000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、広域にわたる地域における事務でもその他の事務でも法律又はこれに基づく政令により処理することができるとされる事務でもないゆえに、JCIの世界会議金沢大会における情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。加えて、不破議員の質問はJCI世界会議金沢大会の参加を踏まえた質問であると評価することができないゆえに、同大会登録料は政務活動の調査研究に必要な経費であるとは言えない。	不破議員は、JCI世界会議金沢大会に参加して各種会議に参加し、また、世界各地からの参加者と交流することによって、世界各地の状況の情報収集、石川県内の国際交流、観光行政、国際会議の招致等についての意見交換・情報収集を行った。 後日、不破議員は、JCI世界会議金沢大会の参加を踏まえて、石川県議会にて質問を行っている。
39	平成27年度石川県日韓親善協会費 (甲10の26,乙5.4)	10000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県日韓親善協会が日韓両国の理解と友好を深めるため、韓国に關心をもつものが相集い、経済・文化及びスポーツを通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓親善協会は日韓両国民の理解と友好を深めるため、経済・文化及びスポーツ等を通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的として設立されたものであり、上記目的を果すための交流活動等を行っている。 不破議員は、日韓友好親善に関する情報を収集し、石川県内における国際交流の在り方についての研究調査を行うため、同協会に寄与する講演会や視察の費用として使われる。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
40	平成27年度スポーツ振興石川県議会議員連盟会費 (甲10の27,乙5.6)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、スポーツ振興石川県議会議員連盟が石川県におけるスポーツの普及と振興を促進するとともに、そのための施設・設備の充実を目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	石川県スポーツ振興石川県議会議員連盟は、石川県におけるスポーツの普及と振興を促進するとともに、そのための施設・設備の充実を目的として設立された団体であり、不破議員は、石川県内のスポーツ行政に関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
46	平成27年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲10の32,乙5.0)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、日中友好促進石川県議会議員連盟が日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善につとめ、両国の永久平和に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中華人民共和国の相互の理解と友好親善につとめ、両国の永久平和に寄与することを目的として設立されたものであり、不破議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
47	平成27年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費 (甲10の33,乙5.1)	3000	政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、石川県日韓親善協会が日韓両国の理解と友好を深めるため、韓国に關心をもつものが相集い、経済・文化及びスポーツを通じて相互間の交流と親善につとめ両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的とする団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の相互の理解と友好親善につとめ、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、不破議員は、日韓間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。

不破議員

	内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
50	平成28年石川県私学振興議員懇話会 年会費 (甲10の36)	5000	政務活動に要する経費とならないし、石川県内の私学の振興に関する議員の団体に提出して協賛する目的で協賛する議員の団体であるゆえに当該団体での情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	石川県私学振興議員懇話会は、石川県内の私学の振興に関して協議するための議員の集まりであり、不破議員は、石川県内の私学に関する教育行政についての調査研究を行うため、同懇話会の年会費を支払った。 なお、当該支出は会費のため、本来、6000円全額を政務活動費として支出することができ、当該支出は、飲食を伴う懇談と間違えたため、5000円を政務活動費に充当しているものである。
56	運営審議会 会議 (甲10の42)	3500	政務活動に要する経費とならないし、公民館運営審議会は基礎的な地方公共団体である金沢市の崎浦地域の「住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う」ための公民館(社会教育法第20条)の運営審議会(同第29条第2項)の運営審議会でもないゆえに、崎浦公民館運営審議会における情報収集は、石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	平成28年2月20日午後6時30分から午後8時30分まで、金沢の飲食店「兼見御亭」にて金沢市小立野にある崎浦公民館の運営審議会が行われ、不破議員は運営審議会に参加し、崎浦公民館の運営及び工学部跡地活用についての意見交換会・情報収集が行われた。 運営審議会が飲食を取りながら行われるものであるため、不破議員も運営審議会に参加するために飲食代を支出した。
58	石川県ロシア協会 2015年度会費 (甲10の44、乙57)	10000	政務活動に要する経費とならないし、ロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的とする石川県ロシア協会における情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、不破議員は、ロシアとの国際交流、観光行政等について調査研究を行うため、同協会に年会費を支払った。 年会費は、上記目的達成に寄与する講演会や視察の費用として使われる。
69	いちいち会 平成27年度年会費 (甲10の49)	120000	政務活動に要する経費とならないし、政策提案書作成及び条例案作成を目的としないいちいち会の情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	いちいち会とは、2011年の県議選で初当選した8名の県議会議員で構成する会であり、党派を超えて互いに切磋琢磨し、政策研修や県内外調査などを行っている。 会費は、研修会の講師の謝礼や県内外視察のための費用として使われている。
別紙1-32	第47回食とみどり、みずを守る全国集会参加費 (甲9の2、乙29)	1000	政務活動に要する経費とならないし、21世紀を展望して、反核・平和・人権・環境、そして食料問題などの運動を有機的に結合し、広く市民にも開かれた運動体である平和フォーラムでの情報収集は石川県の事務に関する調査研究であると認められない。 また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。	平成27年11月27日、金沢の地場産業振興センターにて、食とみどり・水を守る全国集会在開かれた。全体シンポジウムや5つの分科会、フィールドワークなどの内容が2日間にわたって展開され、食の安全やPPPをめぐる状況、森林や水を中心とした環境問題の現状等について情報収集や意見交換を行った。

不破議員

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張
富瀬議員		連合石川地方議員と連合石川役員との 42 意見交換会参加費 (甲9の29,乙58)	5000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、「石川県内の労働行政についての意見交換・情報収集」を裏付ける資料を被告が提出していないから、石川県の事務は広域にわたる地域における事務及び法律又はこれに基づき政令により処理することとされる事務であるゆえに、連合石川地方議員と連合石川役員との意見交換会における連合石川の役員の意見は、石川県の事務に関する調査研究であるとは認められない。</p> <p>また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。</p>	<p>富瀬議員は、連合石川の役員と意見交換することにより、石川県内の労働行政についての意見交換・情報収集を行った。</p>
不破議員	別紙2-53	はせ浩「新春国政報告会」会費 (甲10の39)	3000	<p>政務活動に要する経費となる情報収集を行った事実を証する書面の写しを議長に提出していないし、はせ浩連合後援会の後援会活動は政治資金規正法において政治資金として報告することが求められている政治資金であるところ、不破議員が支出した当該会費は、不破議員が所属している自由民主党の国会議員であるはせ浩議員の後援委員会として、同議員が同党の政治活動資金の支出をしたこととなるゆえに、石川県の事務に関する調査研究であると認められない。</p> <p>また、被告は、当該団体の目的、活動実績、県政との関連性、会費の用途等について何ら主張立証していない。</p>	<p>石川県選出の衆議院議員であるはせ浩議員から石川県に関する国政の状況についての報告を聞いて、石川県内での各種政策検討にあたって必要な情報を収集した。</p>

これは正本である。

令和2年3月26日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 田 邊

